

松戸市土砂等の埋立て等による
土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

申請の手引き

令和8年8月

松戸市 環境部

目 次

はじめに	- 2 -
I 特定事業の流れ（事前協議の概要）	- 9 -
II 特定事業の流れ（許可申請～事業完了までの概要）	- 10 -
III 事前協議、説明会について	- 12 -
1 特定事業許可事前協議書の作成・記載要領等.....	- 12 -
2 特定事業変更許可事前協議書の作成・記載要領等.....	- 17 -
3 事前協議書提出後の協議の流れ.....	- 18 -
4 住民説明会及び同意・承諾等.....	- 19 -
IV 許可申請について.....	- 22 -
1 特定事業許可申請書の作成・記載要領等.....	- 22 -
2 特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書の作成・記載要領等.....	- 30 -
3 特定事業変更許可申請書の作成・記載要領等.....	- 37 -
4 特定事業譲受け許可申請書の作成・記載要領等.....	- 43 -
V 特定事業の実施（許可後の手続き等）について.....	- 46 -
VI 特定事業の相続・廃止・完了・終了等の届出について.....	- 50 -
VII 松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例 及び施行規則.....	- 52 -
<参考>	
VIII 特定事業に使用される土砂等の区分（平成3年建設省令第19号別表第1）.....	- 94 -
IX 事前協議書作成例.....	- 95 -
X 提出図書作成例.....	- 96 -

はじめに

松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(以下、「条例」という。)は、有害物質に汚染された土砂等の埋立てや崩落等の発生を未然に防止し、市民の生活環境を保全することを目的としています。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解して頂くとともに、条例に基づく諸手続きに必要な事項等を解説したものです。

条例の目的を十分理解し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生防止に努めてください。

1 土砂等の埋立て等の事業を行う方へ

300 平方メートル以上の区域で行う埋立て、盛土又は堆積等を特定事業といい、特定事業を行う場合は、事前に条例に基づく許可が必要です。

条例では、300 平方メートル未満の埋立て等を行う場合であっても、安全基準に適合しない土砂等の埋立て等を行ってはならないこととしています。

2 特定事業の手続き等について

条例に基づく特定事業の許可を申請する前に、事前協議を終了していることが必要です。

その他各種法令等の規制を受ける場合には、所要の手続きをしてください。

3 許可の適用除外となる事業について

以下の事業については、許可の適用除外事業です。ただし、安全基準に適合しない土砂等の埋立て等を行ってはならない等の、すべての土砂等の埋立て等の事業に適用する条例の規定は、適用されます。

(1) 適用除外事業

ア 国、地方公共団体及び松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則(以下、「規則」という。)第3条第1項で定める公共的団体が行う事業

イ 採石法等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に堆積を行う事業

ウ 宅地内の雨水を排除するため、現に自ら居住の用に供している土地に土砂等を盛土する事業

エ 自らの耕作の用に供するため、従前の作土と同等以上の土砂等を用いて、農地の改善を行う事業

オ 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う事業

- カ 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業
- キ 自己の居住の用に供する住宅を建設するために行う事業

(2) 適用除外の届出

適用除外事業を行う場合、事前に環境保全課と協議の上、特定事業許可適用除外届出書（第3号様式）を提出する必要があります。

4 用語解説

(1) 土砂等の埋立て等

土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積を行う行為をいいます。また、土砂等とは、土地の埋立て、盛土及び堆積行為の用に供するものをいいます。ただし、次のものを除きます。

- ① 砂利及び岩石並びにこれらを砕いたもの（砂利、石、碎石等）
- ② コンクリート及びアスファルト並びにこれらを砕いて再生利用するもの（コンクリート舗装、RC 再生碎石等）
- ③ 木材を砕いたもの（木材チップ等）
- ④ 事業の前に確保してあった耕作土（表土）で覆う行為
- * これらのもののうち廃棄物を再生利用するもので、廃棄物該当性の総合的判断により廃棄物を脱していないものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により規制されます。

埋立てとは水面や窪地、低地などに土砂等を搬入して陸地にすることです。盛土とは地盤面より高くなるように土砂等を盛り、かつ将来にわたってその形状の変更が予定されていないものです。土砂等の堆積とは地盤面より高くなるように一時的に土砂等を堆積し、将来その形状の変更が予定されているものです。ただし、製品の製造、加工のための原材料の堆積を除きます。

例：「土質改良プラントでの土砂」、「瓦、煉瓦などの原料となる土」

(2) 特定事業

土砂等の埋立て、盛土又は堆積等に使用する区域の面積が 300 平方メートル以上である土砂等の埋立て等を行う事業

- * 特定事業の実施には、一部を除き市長の許可が必要になります。
- * 宅地造成その他事業で、切土・盛土をする場合は、当該事業を行う区域以外の場所から搬入する土砂等で埋立て等を行う面積が 300 平方メートル以上のときに、特定事業に該当します。
- * 当該事業を行う区域（一体の事業とみなす区域）の範囲は、他法令等の許認可等を受けて行う事業については、原則として当該他法令等で許認可等を受けた区域とし、その他の事業については、土砂等の埋立て等を行う者、土地の所有者、事業の目的等から総合的に判断するため、市に相談してください。
- * 面積が 300 平方メートルに満たない場合であっても、土砂等の埋立て等に供す

る区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を行う日の前6月以内に事業が行われ、又は行っている場合においては、当該事業の事業区域と既に行われ、又は行っている事業の事業区域の面積を合算して300平方メートル以上になるとき（当該事業の事業区域の土地の所有者若しくは土砂等の埋立て等を行う者又はその両方が同一の者である場合に限る。）は、特定事業に該当します。

＊ 「隣接し、又は近接する土地」については、例として次のようなものがありますが、事業内容等によって総合的に判断するため、市に相談してください。

① 土砂等の埋立て等に供する区域の存する筆に隣接する筆

② 土砂等の埋立て等に供する区域の存する筆に赤道・青道等を挟んで接する筆

③ 隣接し、又は近接する土地で土砂等の埋立て等が行われた後、又は行われている間に、分筆によって隣接しなくなった筆

＊ 隣接し、又は近接する土地において行われた事業が、これから行う事業と一体の事業と見なされる場合は、最初に埋立て等を行った土砂等も含めて許可申請が必要になり、当該土砂等に係る発生元証明書や発生元の地質分析（濃度）結果証明書等がない場合は、当該土砂等を撤去する必要があるため注意してください。

(3) 一時堆積特定事業

他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業をいいます。

(4) 特定事業区域

特定事業により実際に土砂等の埋立て等を行う区域。特定事業を行うために設ける法面、擁壁等を含みます。事業を行う区域の外からの搬入土による土砂等の埋立て等を行う区域だけではなく、事業を行う区域の内部で発生した土砂等による埋立て等を行う区域も含まれます。

(5) 特定事業場

特定事業区域及び土砂等の搬出入路その他特定事業に供する施設が存在する区域。特定事業に供する施設とは、土砂等の搬出入路のほか、運搬車両の回転場、保安地帯、現場事務所等が該当します。

(6) 事業者

土砂等の埋立て等を行う者全般をいいます。請負契約等により土砂等の埋立て等を行う者も含みます。

(7) 役員

取締役又はこれらに準ずる者をいいます。相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含みます。

(8) 使用人

申請者が運営する本店、支店その他継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの（申請者が商人以外の者である場合は、主たる事務所又は従たる事務所）を代表する者をいいます。

(9) 土地所有者

土砂等の埋立て等に係る土地を所有する者をいいます。

(10)規則別表第4に掲げる行為に伴う特定事業

法令等に基づく許認可等を要する行為に係る特定事業をいいます。

- * 法令等の許認可等を受けた区域に特定事業区域が完全に含まれており、土砂等の埋立て等の計画を含めて法令等の許認可等を受けている事業に限ります。
- * 当該特定事業についても市長の許可が必要ですが、条例第12条に規定する特定事業の同意（関係者の同意・承諾等）や条例第15条第3項の特定事業の構造上の基準の適用が免除されます。なお、当該特定事業にかかる法令等に基づく許認可等を要する行為については、当該法令等に基づき崩落防止措置等を適切に講じてください。

5 事業の要件

(1) 申請書上の要件

- ① 申請者が誓約書記載の条例第15条第1項第1号アからケのいずれにも該当しないこと。
- ② 条例第12条第1項に規定する土地所有者等の同意及び同条第2項に規定する近傍の土地所有者等の承諾を得ていること。
- ③ 特定事業が3年以内（一時堆積は5年以内）に完了するものであること。
- ④ 現場事務所を設置すること。
- ⑤ 特定事業に係る現場責任者を置くこと。
- ⑥ 特定事業区域の表土が別表第1の安全基準に適合する土砂等であること。（一時堆積で表土と特定事業に使用される土砂等が遮断されるときを除きます。）
- ⑦ 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散、または流出による災害の発生がないものとして、規則別表第2（一時堆積は規則別表第3）の構造上の基準に適合するものであること。

(2) 発生場所の要件

- ① 搬入計画において、特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定されていること。
 - * 許可後に軽微な変更で発生場所を変更することは可能です。
- ② 発生場所から直接搬入されること。
 - * 発生場所で運搬車両に積んだ土砂等を、特定事業場まで降ろすことはできません。
- ③ 発生場所が、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う場所（一時堆積場）ではないこと。
- ④ 発生場所が過去に土砂等の埋立て等を行ったことのある場所の場合は、当該土砂等の埋立て等が適正に終わっていること。

(3) 土砂等の要件

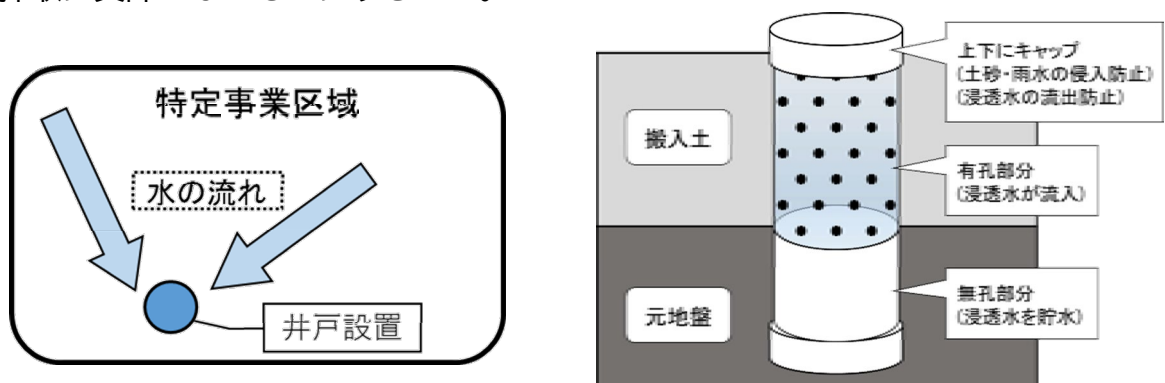
- ① 搬入計画において、許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。
- ② 第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土であること。（94ページ参照）
- ③ 第4種建設発生土を石灰処理し粒度・水分等を調整した土砂等は、第3種改良土以上になれば埋立て等は可能です。しかし、pHが高い場合などがあるので植物の育成障害等について、土地所有者等と相談してください（土地の用途によっては不可の場合あり。）。

また、「第4種建設発生土」、「泥土」及び「建設汚泥を中間処理した改良土」については、特定事業場への搬入を禁止します。

- ④ 土壌の安全基準に適合する土砂等であっても埋立て等することにより、周辺環境に対して影響のおそれがある油分等を含む（廃棄物ではないこと。）土砂等については、原則として特定事業場への搬入を禁止します。
- (4) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。

- * 排水水質検査用の井戸等を設置すること。
- * 特定事業区域内において最も下流になると予測される地点に、塩ビ管等を用いて下の例を参考に設置すること。
- * 井戸の径や貯水量については、検査を実施する機関と調整し、検査における試料採取に支障のないものにすること。

(例)



- * 一時堆積特定事業の場合は、特定事業場以外の地域への排水を検査するための施設が設置済みであること。
- (5) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- * 必要に応じて仮調整池（沈砂池）、土堰堤（小堰堤）、防護柵等を設置してください。
 - * 「X 提出図書作成例」の施工計画書記載例も参照してください。
 - * 一時堆積特定事業の場合は不要です。

＊ 規則別表第4に掲げる行為に伴う特定事業の場合は、当該法令等の規定に従ってください。

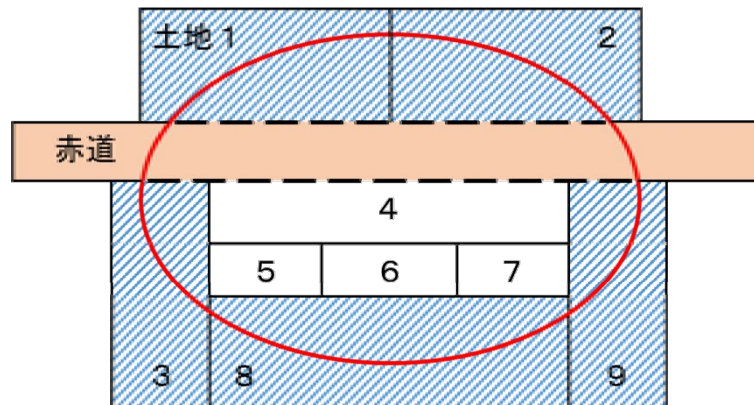
(6) 次の土地の境界が確定していること。

- ① 特定事業区域の境界が属する土地（赤道・青道等の土地を除く。）
- ② 特定事業区域に含まれる赤道・青道等（特定事業区域※に含まれる部分に限る。）

※ 一時堆積特定事業の場合は、特定事業場。

(例) ①…斜線で塗りつぶした土地の境界

②…赤道の境界のうち、破線部分



- … 特定事業区域※の境界
- ▨ … 特定事業区域※の境界が属する土地（1，2，3，8，9）
- … 特定事業区域※に含まれる赤道
- … 特定事業区域※に含まれる赤道の境界

(7) 特定事業区域の境界及び特定事業場の境界を明確にする表示として、木杭等の設置が済んでいること。

＊ 土砂等の埋立て等は特定事業区域の境界の中でしか行えません。搬入する土砂等の一時的な堆積も含め、全て特定事業区域内で完結させること。

＊ 土砂等の運搬車両の運行・転回等、特定事業の施工に必要な行為はすべて特定事業場の境界内で行うこと。

6 その他

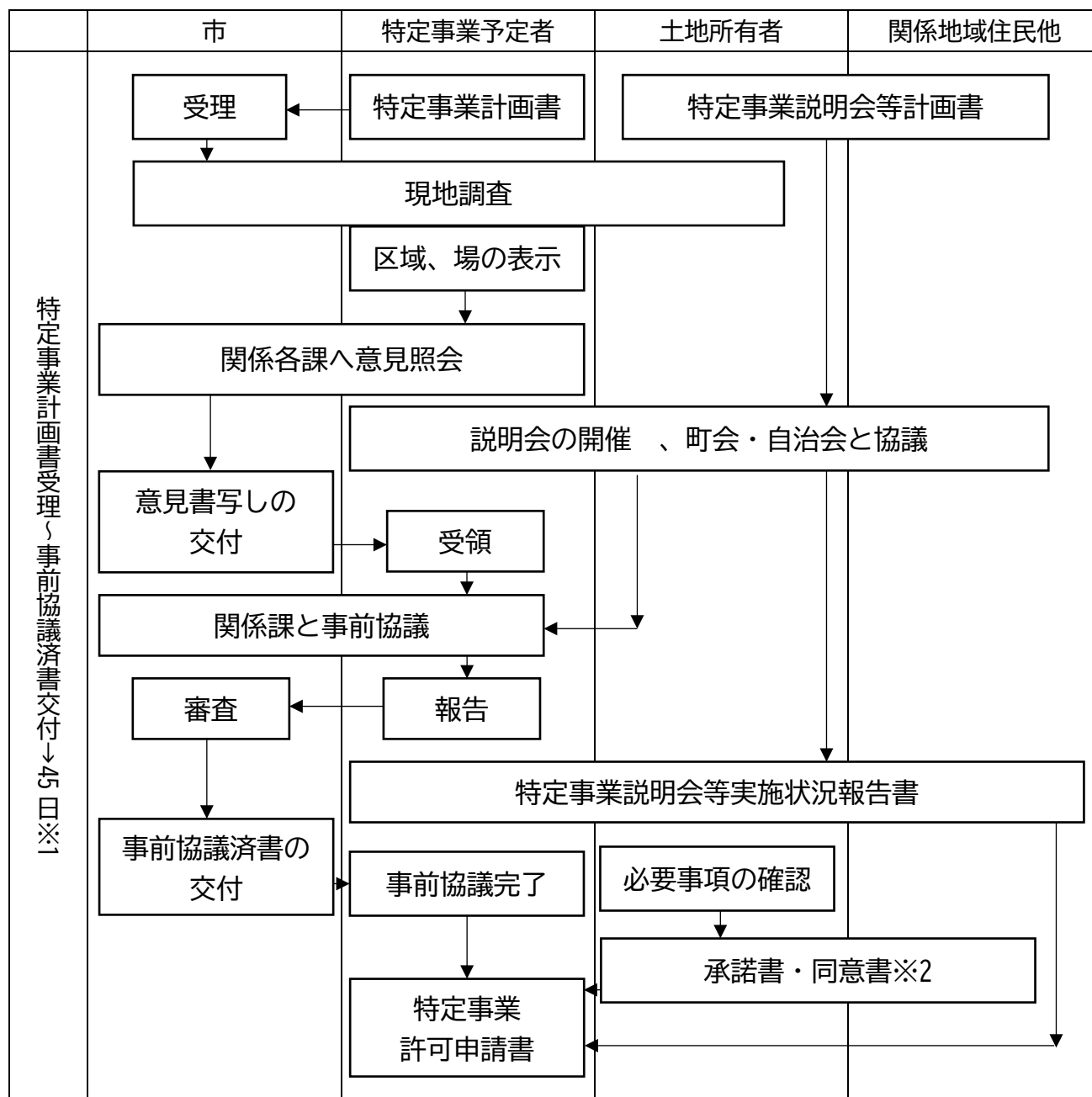
(1) 搬入路へ路盤材として使用する鉱滓や碎石、掘削ずり（発破等の岩石屑）などは条例対象外ですが、事業完了等の際には完全撤去が必要です。

(2) 特定事業が施行されている期間は、特定事業場の公衆の見やすいところに規則第22条に規定する標識（第34号様式）を設置しなければなりません。

(3) 土砂等の埋立て等によって土壌の汚染及び災害が発生してしまった場合は、市民の生活環境の保全に支障が生じないように、当該土砂等の埋立て等の期間及びその終了後

においても責任をもって対処しなければなりません。

I 特定事業 事前協議、説明会の流れ

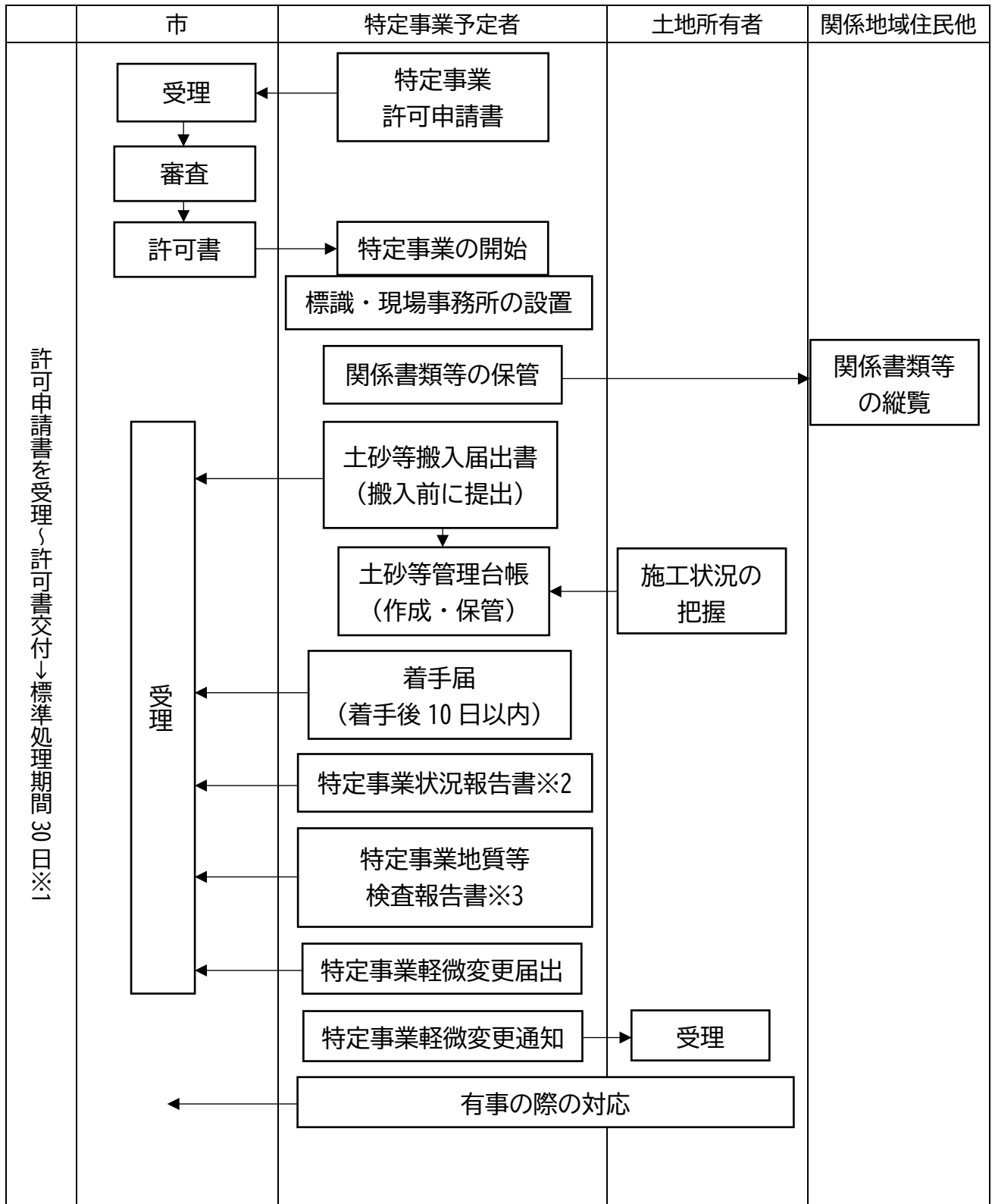


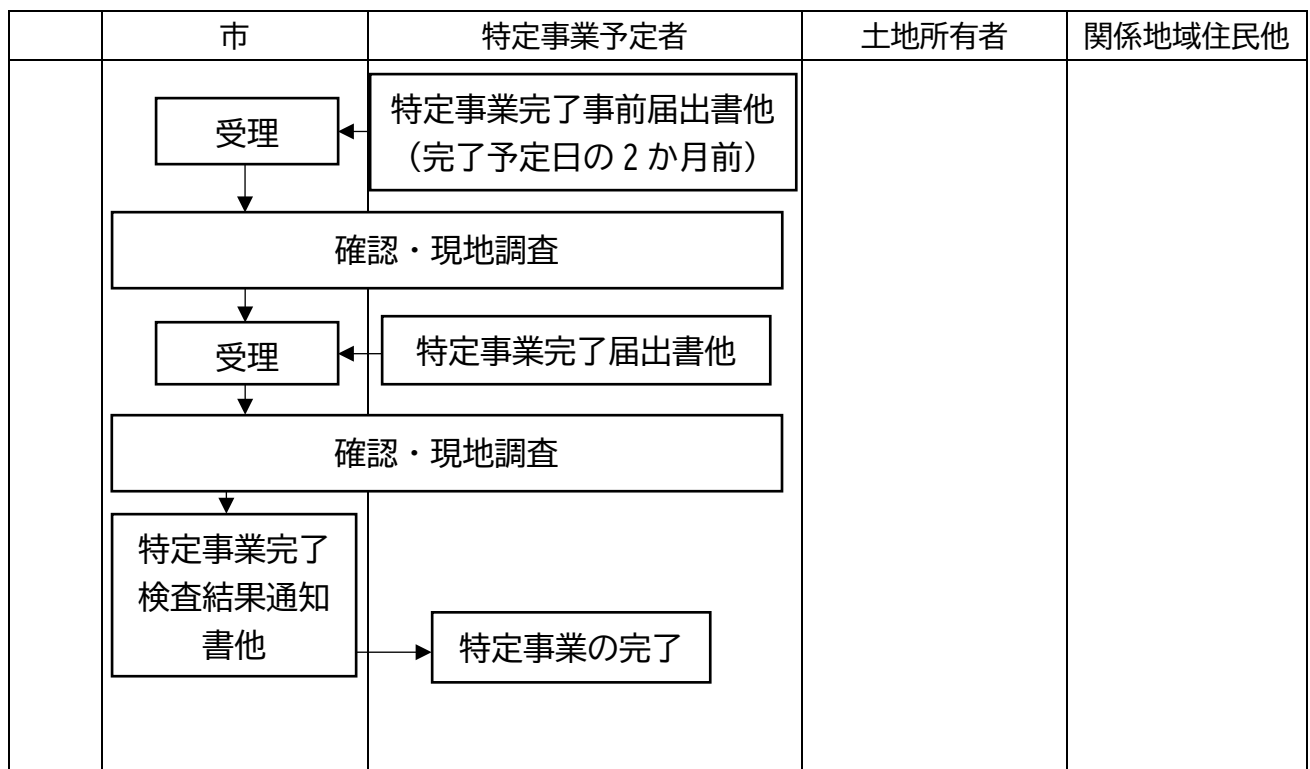
※1 標準処理期間の算定には下記の期間は含みません。

- ① 申請書類の不備等の書類の補正に要する日数
- ② 審査の上で更に関係資料が必要となり、その提出等を求めた場合、応答に要する日数
- ③ 土曜日・日曜日・祝日等
- ④ 申請者の都合により変更等行う場合の修正等に要する期間
- ⑤ 審査指示書を交付してから事業者が回答書を提出するまでの期間

※2 特定事業が規則別表第4に該当する場合は不要です。

Ⅱ 特定事業 許可申請～事業完了までの流れ





※1 標準処理期間については、9 ページを参照

※2 4 か月ごと（一時堆積特定事業は 3 か月ごと）及び完了時に提出

※3 4 か月ごと（一時堆積特定事業は 3 か月ごと）及び完了時に提出（報告のための試料採取は市職員立会いの上で行うこと。）

Ⅲ 事前協議、説明会について

許可申請(変更許可申請)を行う前に、特定事業計画書を提出し、説明会の開催等所要の手続きを終了していることが必要です。また、当事前協議以外にも特定事業により法令で協議等が必要な場合、当該協議等も別途必要となります。

1 特定事業計画書（第4号様式）の作成・記載要領等

(1) 作成要領

- ア 特定事業計画書及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。
- イ 特定事業計画書に添付する書類の目次を作成してください。その場合、本手引き別紙1(16ページ参照)と同等の「特定事業(変更)計画書提出書類一覧」を作成し、この順で製本の上、提出してください。
- ウ 提出部数は、正本(原本)1部、副本1部です。なお、副本は写しでも可とします。また、副本は後日特定事業予定者に控え用として返却します。
- エ 添付書類(図面は除く。)は、原則として日本産業規格A列4番で作成してください。
- オ 土地の登記事項証明書、公図の写しは3か月以内に作成されたものを添付してください。公図の写しについてはコピーではなく、法務局で交付されたものを添付してください。登記情報提供サービスで取得したものは証明書類として認められません。

(2) 記載要領

ア 申請者

特定事業の許可申請を予定している事業者の住所・氏名等を記載してください。事業主が法人の場合は住所に主たる事務所の所在地、氏名に代表者の職氏名を記載してください。

イ 担当者名

申請の担当者を選定し、所属する法人名、氏名、電話番号、メールアドレスを記載してください。

ウ 特定事業の区分

該当する項目の左側の□をチェックするか■に塗りつぶしてください。

エ 特定事業場の位置、うち特定事業区域の位置

土砂等の埋立て等に供する区域のうち、代表的な位置を表示し、その他は「(ほか○〇筆)」と表示し、別紙地番一覧表を添付してください。

オ 特定事業の面積、うち特定事業区域の面積

特定事業場全体、特定事業区域全体の実測面積を記載してください。

カ 特定事業の期間(3年以内、一時堆積特定事業は5年以内)

土砂等の搬入の計画等から特定事業を行う期間を記載してください。

搬入路等の特定事業場が申請者の所有でない等の場合は、当該土地について借地等の使用権原の明らかな書類（特定事業区域外土地使用同意書等）の契約期間の範囲内としてください。

許可申請等から許可となるまでの期間を考慮に入れて期間を計画してください。

許可が下り次第事業を開始する場合は、「許可日から 3 年」と記載してください。（一時堆積特定事業は「許可日から 5 年」）

キ 総搬入量

実測の平面図や断面図により計算した土砂等の総量（土量変化率を考慮したもの。）を記載してください。一時堆積特定事業の場合はカッコ内に記入します。一時堆積特定事業の場合、許可期間に搬入及び搬出する予定の総量を記載してください。（総搬入量と総搬出量は同量とします。）

ク 跡地利用計画

特定事業完了後の跡地利用について記載してください。

ケ 他の法令等の許認可等・届出を要する場合はその法令等と許認可等・届出の状況該当する法令（法、条例、要綱等）の名称及び許認可等の状況、許認可等がされている場合は許認可等の日付及び許認可番号について記載してください。

(3) 添付書類（行頭の番号は、添付書類の番号を示す）

書類の目次を作成してください。

1 特定事業場の位置図及び付近の見取図

位置図：1/25,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できる地図等に、特定事業場の予定地を明示してください。

見取図：1/2,500 程度で特定事業場の周辺の状況（住居や公共施設等）が判別できる地図等に、特定事業区域及び特定事業場を太線等で囲み、明示してください。

2 特定事業区域の実測求積図

1/250 程度で作成してください。

3 特定事業区域及びその周辺 20m 以上の区域並びに特定事業場の現況平面図及び現況断面図

特定事業場とその周辺を実測し、現況図面を作成してください。

周辺は、特定事業区域境界から少なくとも 20m までの区域を実測してください。

1/250～1/500 程度で作成し、縦・横断図は形状が確認できる間隔の縦横のものとしてください。（計画搬入土量を平均断面法で計算する場合は、正確な土量が計算できるよう、一定間隔の断面に加えて、地形の変化点（現況及び計画）ごとに断面を切るようにしてください。）

4 特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図

（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。）

現況図面に切土盛土部分、排水関連施設等を加えた計画図面を作成してください。一時堆積特定事業の場合は、土砂等の堆積が最大となった状態のものとしてくださ

い。

許可後に搬入路等の位置又は面積を変更しようとする場合は、原則として変更許可が必要になるため、慎重に計画してください。

特定事業の構造上の基準については、規則別表第 2（一時堆積特定事業の場合は規則別表第 3）をよく確認してください。

5 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書

平面図や断面図により土砂等の総量を計算してください。（土量変化率を考慮してください。）

6 特定事業区域及びその周辺 20m の土地並びに特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し

土地の登記事項証明書、公図の写しは 3 か月以内に作成されたものを添付してください。公図の写しについてはコピーではなく、法務局で交付されたものを添付してください。登記情報提供サービスで取得したものは証明書類として認められません。

国道や県道、市道についての登記事項証明書は提出不要とします。

7 特定事業区域及びその周辺 20m の土地並びに特定事業場の土地に係る公図の合成図で、それらの土地の所有者名、地目及び地積を記載したもの（特定事業区域及び特定事業場が確認できるものに限る。）

公図の写しを基に公図集合図を作成してください。公図に字界等の隙間があるところは接続して一続きの図面としてください。

特定事業区域及び特定事業場を明示し、各筆について所有者、地目及び地積を記載すること。（余白に余裕があれば、所有者の住所も記載してください。）

謄写した法務局名、作成年月日及び作成者名を記載してください。

8 調整池の平面図、断面図及び構造図

調整池（沈砂池）等の設置が必要な場合は、容量計算書及び構造図等の図面を添付してください。

9 放流先水路の流域図及び断面図

流量計算の結果、表流水を場外へ放流する場合は添付してください。

流域図は、放流水が河川（支流を含む。）に到達するまでにたどる水路を地図等に明示してください。

10 流量計算書

流量計算を行い、表流水が特定事業区域外へ適正に排出されるか、放流先水路が流量を受けきれるか、調整池（沈砂池）等の設置が必要か等を確認してください。

湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、それらの影響も含めて計算し、暗渠排水施設の設置等、排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面を添付してください。

11 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項を記載した書類

特定事業許可申請書（第 13 号様式）の別紙 2「特定事業に使用される土砂等の搬入

計画に関する事項」を使用してください。

予定量の合計は「キ」の土量計算書の値に一致します。

「搬入土砂等の区分」の欄には、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」別表第 1 の区分（「第 1 種建設発生土」等）を記載してください。

12 特定事業場への土砂等の搬入経路図

土砂等の発生場所ごとに、現場から当該許可申請地までの土砂等の搬入経路を記載してください。

発生場所が遠く、1 枚では市内の経路がわかりづらい場合は、市内の搬入経路がわかる図面を別に添付してください。

13 周辺住民に対する説明会の計画書

住民説明会を開催する時期、場所等の計画を記載してください。

特定事業場の周辺の状況（住宅や公共施設等）が判明できる図面に、特定事業場の境界線から 200m の範囲を明示したものを添付してください。

住民説明会について、詳しくは「4 住民説明会及び同意・承諾等」（19 ページ）を参照してください。

14 その他、市長が必要と認める書類及び図面

計画の内容に応じて必要な書類及び図面を添付してください。

代理人が事前協議を行う場合は、当該代理人の権限を証する書面（委任状等）を添付してください。

特定事業計画書提出書類一覧

別紙 1

No.	提出書類	事業 計画	様式番号又は 【記載例掲載分】	チェック ボックス
	特定事業計画書	○	第4号	☐
	特定事業場及び特定事業区域地番一覧	○	第13号 別紙1	☐
	委任状	△		☐
1	特定事業場の位置図（25,000分の1程度）及び付近の見取図（2,500分の1程度）	○	【96ページ】	☐
2	特定事業区域の実測求積図（250分の1程度）	○		☐
3	特定事業区域及びその周辺20m以上の区域並びに特定事業場の現況平面図及び現況断面図（実測）	○		☐
4	特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。）	○	【97～99ページ】	☐
5	特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書	○		☐
6	特定事業区域及びその周辺20mの土地並びに特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し	○		☐
7	特定事業区域及びその周辺20mの土地並びに特定事業場の土地に係る公図の合成図で、それらの土地の所有者名、地目及び地積を記載したもの（特定事業区域及び特定事業場が確認できるものに限る。）	○		☐
8	調整池の平面図、断面図及び構造図（調整池（沈砂池）等の設置が必要な場合）	△		☐
9	放流先水路の流域図及び断面図（表流水を場外へ放流する場合）	△		☐
10	流量計算書	○		☐
11	特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項を記載した書類	○		☐
	特定事業（一時堆積特定事業）に使用される土砂等の搬入計画に関する事項	○	第13号 別紙2	☐
12	特定事業場への土砂等の搬入経路図	○		☐
13	周辺住民に対する説明会の計画書	○		☐
14	その他、市長が必要と認める書類及び図面	△		☐

注）事業計画欄中、○印は必須、△は条件に該当する場合必須を示す。

2 特定事業変更計画書（第5号様式）の作成・記載要領等

特定事業を実施するうえで、条例第13条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項に変更が生じた場合、変更事項について再び事前協議が必要になります。事前協議は特定事業変更計画書の提出が必要となります。（規則第14条各号に定める軽微な変更は事前協議不要です。）

(1) 作成要領

- ア 特定事業変更計画書及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。
- イ 特定事業変更計画書に添付する書類の目次を作成してください。
- ウ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部です。なお、副本は写しでも可とします。また、副本は後日特定事業予定者に控え用として返却します。
- エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格A列4番で作成してください。
- オ 土地の登記事項証明書、公図の写しは3か月以内に発行されたものを添付してください。公図の写しについてはコピーではなく、法務局で交付されたものを添付してください。登記情報提供サービスで取得したものは証明書類として認められません。

(2) 記載要領

- ア 申請者、担当者名
 - 1 (2) 記載要領（特定事業計画書）ア～エと同様です。
- イ 変更する事項の内容及び変更理由
 - 変更前と変更後の内容及び理由を記載してください。

(3) 添付書類

- ア 特定事業の許可申請事項の変更に係る書類及び図面を、前ページ特定事業計画書提出書類一覧の順に目次を作成し、添付してください。ただし、特定事業場の位置図及び付近の見取図は、変更する事項にかかわらず添付してください。
- イ 代理人が事前協議を行う場合は、当該代理人の権限を証する書面（委任状等）を添付してください。

3 特定事業計画書提出後の協議の流れ

(1) 現地調査

計画書提出を受けて、市職員が現地調査を実施します。場所がわかるよう事前に特定事業区域及び特定事業場の区域を杭等により明示しておいてください。

(2) 事前協議の有効期間

事前協議を開始した日から1年を経過しても成立しないときは、事業に実現性がないと判断し、当該協議は終了となります。継続する場合は最初からやり直しとなります。

(3) 事前協議済書の交付

最終的に特定事業計画書に問題がなければ、特定事業事前協議済書により協議が成立したことを通知します。

(4) 特定事業計画書（特定事業変更計画書）の内容の変更

事前協議済書の交付を受けてから、特定事業許可（変更を含む。）申請書の提出までの間において、特定事業計画書（特定事業変更計画書）の内容に変更が生じた場合は、速やかに市に届け出てください。

なお、変更内容によっては、事前協議をやり直す必要があります。

(5) 特定事業区域内（特定事業場内）土地使用同意書等

土地所有者等の同意又は承諾は説明会の開催又は周知の後に得なければなりません。記載方法は「許可申請について」をご覧ください。

(6) その他特に注意すべき事項

ア 特定事業区域の表面をアスファルト舗装する場合や天地返し（事業前に確保してあった表土で覆う）を行う場合は、特定事業区域以外からの土砂等の搬入が終了し、完了等の確認結果が通知された後に施工してください。

イ 土砂等搬入届に添付する土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析（濃度）結果証明書は、僅かな土量でも、発生場所ごとに必要です。

また、一つの発生場所から5,000立方メートルを超える土砂等を搬入する場合は、5,000立方メートルごとに上記書類が必要です。

ウ 特定事業場での地質・水質の定期検査は、4か月（一時堆積は3か月）ごとに実施する必要があります。あらかじめ検査機関と日程を調整し、報告の期限（初回は、土砂等の搬入を開始した日から4か月後の1か月以内）に遅れないようにしてください。

エ 事業の変更（期間延長、区域拡大等）は、許可期限の経過後は認められないので、変更許可が必要な場合には、許可期限満了日の3～6か月程度前から余裕をもって手続きに入ってください。

4 住民説明会及び同意・承諾等

(1) 住民説明会の開催

特定事業の許可（変更の許可を含む。）の申請をしようとする特定事業者は、特定事業の実施について周辺住民等の理解を得るため、市との事前協議と並行して住民説明会を開催する必要があります。（条例第 11 条第 1 項、第 2 項）

ア 説明会対象者

- ① 特定事業場から 200m の区域内に居住する者
 - ② 特定事業場がある地区の町会長又は自治会長
 - ③ 特定事業区域内※の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者
 - ④ 特定事業区域内※の土地の所有者
- ※一時堆積特定事業の場合は、特定事業場内
- ⑤ 特定事業区域から 20m 以内に含まれる土地の所有者

イ 開催の周知

上記説明会対象者に対し、あらかじめ個別に書面を配付、見やすい場所に掲示、自治会回覧する等、適切な方法により周知してください。

＊ 特定事業区域の近傍の土地の所有者等が遠方に住んでおり出席が困難な場合でも、必ず書面で通知が必要です。

ウ 開催時期

各課と事前に協議を行い、事業計画の大枠がある程度固まった段階で行います。説明会で出た意見・要望を申請に反映するため、申請日の前日までに行わなければなりません。

エ 開催日時・場所

周辺住民の参集の便を十分考慮した開催の日時及び場所を選定してください。

（例）休日に、特定事業場が存する地区の自治会館を借りて開催する。

オ 説明事項

説明する事項は事前協議の内容に基づくものとし、特定事業許可申請書及び次の事項について説明してください。

- （ア）申請者の氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名、主たる事務所の所在地）、特定事業に係る現場責任者の連絡先
- （イ）特定事業区域及び特定事業場の位置及び面積
- （ウ）特定事業の期間
- （エ）特定事業が完了したときの特定事業区域の構造（当該申請が一時堆積特定事業に係るものである場合は、一時堆積特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造）
- （オ）特定事業に使用される土砂等の予定量
- （カ）跡地利用計画
- （キ）調整池の構造

- (ク) 放流先水路の流域、断面図及び流量計算に関する事項
- (ケ) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- (コ) 特定事業場への土砂等の搬入経路に関する事項
- (サ) その他市長が必要と認める事項

カ 出席者名簿と会議録

説明会の出席者には名簿に住所氏名を記入してもらい、直ちに出席者名簿及び会議録を作成し、環境保全課に報告してください。

(2) 住民説明会報告書

条例第 11 条に基づき、関係地域住民に対し開催した説明会又は周知の結果を、住民説明会報告書（第 17 号様式）により申請時に提出してください。

(3) 住民説明会を開催できない場合

何らかの不測の事態が生じて説明会を開催できないときは、速やかに市に報告してください。

当該不測の事態が特定事業者の責任ではない理由で説明会を開催することができない場合は、説明会の開催は不要です。この場合、特定事業者は代替措置が必要です。

（条例第 11 条第 2 項）

ア 特定事業者の責任ではない理由

- ① 天災、交通の途絶その他不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
＊ 一過性の台風等で交通が遮断される等はこの事由にあたりません。交通が復旧した後、日を改めて説明会を開催してください。
- ② 今回の特定事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

イ 説明会を開催できない場合の代替措置

説明対象者[(1)ア]に説明事項[(1)オ]を記載した書面を配付又は送付してください。

(4) 土地所有者等の同意

特定事業の許可（変更の許可及び譲受けの許可を含む。）の申請をしようとする特定事業者は、特定事業区域内の土地所有者等に当該特定事業について説明し、その全員の同意を得なければなりません。（条例第 12 条）

この同意は、説明会の後に得ることとし、説明会に出席しなかった者には、個別に特定事業の内容等を十分説明し、説明会の説明資料及び会議録等を十分確認させることが必要です。

同意者の住所又は氏名が、土地登記事項証明書の記載内容と異なる場合には、土地所有権を有する者であることを証する書面（契約書等）を添付してください。

また、土地所有者とは別に、当該特定事業の施工の妨げとなる権利（地上権、永小作権、質権、賃借権）を有する者からも全員の同意が必要です。

これら同意書は通常の特定事業では特定事業区域ですが一時堆積では特定事業場と、範囲が異なります。

同意書は申請時に添付してください。

＊ 譲受けの許可の場合、説明会は不要です。

＊ 規則別表第 4 に掲げる行為に伴う特定事業にあつては、説明会の開催は必要ですが、同意書は不要です。

特定事業区域を除く特定事業場内の同意は、同意が確認できる書類の写しを提出する場合は不要となります。

(5) 近傍の土地の所有者、周辺の住民及び町会・自治会の承諾

特定事業の許可（変更の許可を含む。）の申請をしようとする特定事業者は、近傍（特定事業区域から 20m）の土地の所有者、周辺（特定事業場から 100m）の住民に説明会の後、説明しその承諾を得なければなりません。近傍の土地所有者及び周辺住民は世帯の 10 分の 8 以上の世帯から得るものとします。

また、特定事業場の存する町会又は自治会に当該特定事業について説明し、その承諾を得よう努めなければなりません。特定事業について十分に説明し、努力を尽くしたにもかかわらず町会・自治会の承諾を得られない場合は、その理由、経緯等を詳しく記した理由書を作成してください。

（条例第 12 条第 2 項、第 4 項）

＊ 規則別表第 4 に掲げる行為に伴う特定事業にあつては、説明会の開催は必要ですが、承諾書は不要です。

(6) 町会・自治会との協定

特定事業の許可（変更の許可及び譲受けの許可を含む。）の申請をしようとする特定事業者は、特定事業場の存する町会又は自治会から、当該特定事業場の周辺地域の環境保全に係る遵守事項についての協定の締結の申出があったときは、これに努めなければなりません。（条例第 12 条第 5 項）

協定の具体的な内容については町会・自治会と十分に協議することとし、その書式は任意です。

同意・承諾を得る関係者	様式
特定事業区域内の土地所有者	特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書（第 7 号様式）
特定事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者	特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書（第 7 号様式）
一時堆積で特定事業場内の土地所有者	特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書（第 7 号様式）
一時堆積で特定事業場内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者	特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書（第 7 号様式）
特定事業場（特定事業区域を除く）の土地所有者	特定事業区域外土地使用同意書（第 8 号様式）
特定事業区域から 20m 以内の土地の所有者の 10 分の 8 以上	近傍土地所有者承諾書（第 9 号様式）
特定事業場から 100m 以内の区域に居住する世帯の 10 分の 8 以上の世帯主	周辺住民承諾書（第 10 号様式） 世帯数調査書（第 11 号様式）
町会又は自治会	町会・自治会承諾書（第 12 号様式）

IV 許可申請について

1 特定事業許可申請書（第 13 号様式）の作成・記載要領等

(1) 作成要領

ア 申請書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。

イ 申請書に添付する書類の目次を作成してください。

その場合、本手引き別紙 3（28 ページ参照）と同等の「特定事業許可申請書提出書類一覧（以下「書類一覧」という。）」を作成し、この順で製本の上申請してください。

ウ 提出部数は、正本（原本）1 部、副本 1 部の 2 部です。なお副本は、後日申請者に控え用として返却します。

エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格 A 列 4 番で作成してください。

オ 土地（法人）の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写しは、3 か月以内かつ事前協議済書交付後に発行されたものとしします。副本については申請者の控え用であることから、コピーを使用することもできます。登記情報提供サービスで取得したものは証明書類として認められません。ただし、土地の登記事項証明書及び公図の写しについては、特定事業計画書提出時と変更が無ければ、変更がない旨の宣誓書等をもって、当該提出に代えることができます。

カ 特定事業区域に係る現況地盤の土砂等が安全であるかどうか、事前に地質検査の実施が必要ですが、事前協議において特定事業区域の表土の地質の状況について既に測定を実施している場合は、その結果の写しを使用することもできます。

特定事業区域面積	検体数
1ha未満	2検体
1ha～2ha未満	3検体
以降 1 haごとに 1 検体ずつ増やす	
10ha以上	12検体

(2) 記載要領

ア 申請者、担当者名

特定事業を行おうとする者の住所・氏名等を記載してください。担当者は連絡先を記載してください。

また、市長から本条例の措置命令を受けた者は、必要な措置を完了していないときは、許可の申請はできません。

イ 特定事業区域の位置及び面積

土砂等の埋立て等に供する区域のうち、代表的な位置を表示し、その他は「（他〇〇筆）」と表示してください。また、地番一覧を添付してください。

特定事業場（特定事業区域に搬入路や保安地帯などを含めた、特定事業に伴い使用される土地全体）及び特定事業区域の面積については、実測面積を記載してください。

申請書の別紙 1「特定事業場及び特定事業区域地番一覧」を作成してください。

ウ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

申請書裏面の添付書類 10（書類一覧 No10）に当該事項を追加記載することもできます。なお、現場事務所を特定事業場の区域以外とする場合は、その位置図を添付してください。

エ 現場責任者の氏名及び職名

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載してください。

オ 特定事業区域の表土の地質の状況

特定事業区域の面積に応じて、規則第 9 条第 7 項に従って採取、分析し、採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書（第 15 号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（第 16 号様式）を申請書裏面の添付書類 19（書類一覧 No19）に示してください。

カ 特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業の期間

搬入する土砂等の量を積算した土量計算書（申請書裏面の添付書類 12（書類一覧 No12））を基にした数量を記載してください。

期間は特定事業を施工する期間とし、最長 3 年までです。

キ 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造の図面として、申請書裏面の添付書類 11（書類一覧 No11）に当該事項を追加記載することもできます。

ク 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

申請書に添付する別紙 2「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」を作成してください。

ケ 法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合にあっては代表者の氏名

申請者が未成年の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載してください。なお、法定代理人が法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載してください。（該当しない場合は、当該欄に斜線を入れてください。）

コ 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置

水質検査用の排水溝、排水ます等の施設を設置する位置を平面図に記載してください。申請書裏面の添付書類 21（書類一覧 No21）に当該事項を追加記載することもできます。

サ 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

土砂等の崩落、飛散、流出及び安全対策について記載してください。書式は自由です。

シ 関係書類等の縦覧場所

申請書裏面の添付書類 11(書類一覧 No11)に当該事項を追加記載することもできます。なお、現場事務所を特定事業場の区域以外とする場合は、その位置図を添付してください。

(3) 添付書類について(行頭の番号は、申請書第2面の添付書類の番号を示す)

1 住民票の写し(法人の場合は登記事項証明書)

2 誓約書

3 法人の場合は役員の住民票の写し

申請者が個人である場合は第4面、申請者が法人である場合は第5面を作成してください。

4 申請者が法人である場合においては株主又は出資者(発行済み株式総数又は出資額の100分の5以上)の住民票の写し

5 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し

6 申請者が条例第15条第1項第1号に規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

第3面を作成してください。

7 当該特定事業場の現場責任者であることが確認できるものとします。

8 特定事業場の周辺の状況(住宅や公共施設等)が判明できる図面とし、特定事業場の予定地を図上に太線等で囲んでください(縮尺2,500分の1程度)。

9 実測図(縮尺250分の1程度)とします。

10, 11 施工前後の構造が確認できるものとし、構造は規則別表第2を遵守し、のり面保護方法等を記載してください。

また平面図には、特定事業区域及び特定事業場と隣地との境界杭等を明示し、現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置を記載してください(縮尺250分の1~500分の1程度)。

12 搬入する土砂等の量を積算した土量計算書を添付してください。

13, 14 特定事業場並びに特定事業区域及び周辺20mの土地の登記事項証明書及び公図の写しで3か月以内かつ事前協議済書交付後に発行されたものとします。ただし、土地の登記事項証明書及び公図の写しについては、特定事業計画書提出時と変更が無ければ、変更がない旨の宣誓書等をもって、当該提出に代えることができます。

なお、特定事業場及び特定事業区域を明示し、特定事業場及び特定事業区域並びに特定事業場周辺20mに地目、地積、土地所有者の住所・氏名を記入する資料を作成してください。複数枚にわたる場合は合成公図も作成してください。

15 安定計算を行った場合には、当該安定計算を記載した書面を添付してください。

- 16 擁壁の断面図、背面図（両図とも縮尺 20 分の 1～50 分の 1 程度）を添付してください（背面図は、擁壁の裏面の構造が判明できるものであること。）。
- 17 擁壁の安定性や部材の応力度等の検討等により、当該擁壁の安全性が確認できる書面を添付してください。
- 18 特定事業が規則別表第 4 に掲げる行為に該当する場合は、法令等に基づく許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印があるもの）を添付してください。
- 19 特定事業区域の面積に応じて、規則第 9 条第 19 項に従って採取、分析し、採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書（第 15 号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（第 16 号様式）を添付してください。
- 20 特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表を示し、使用する機械や資材、工事種別ごとの施工方法を記載し、必要に応じ図面等を作成してください。また、各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表を添付してください。（107 ページ参照）
- 21 湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地、及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等、排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面を作成してください。さらに、沈砂池（調整池）等の施設が必要な場合には、容量計算書及び構造図等の図面を添付してください。
- 22 搬入経路図を作成してください。この場合において、添付書類 8（書類一覧 No8）に当該事項を追加記載することもできます。（96 ページ参照）
- 23 農地転用が必要な場合は、受付された許可申請書の写しを添付してください。
- 24 特定事業場が埋蔵文化財の所在に係る土地であるか確認を行い、有無に関する書類を添付してください。
- 25 特定事業区域内に道路又は水路がある場合は、占用許可書等の写しを添付してください。（赤道青道がある場合は法定外公共物占用許可書等を添付してください。）
- 26 特定事業区域の境界が属する土地（道路、河川、水路及び法定外公共物を除く。）の境界並びに特定事業区域内の道路、河川、水路及び法定外公共物の境界における境界確定図の写しを添付してください。
- 27 住民説明会報告書（第 17 号様式）に説明会の開催状況を記載します。出席者名簿、会議録、説明資料を添付してください。開催できなかった場合はその理由と周知状況を記載します。
- 28～30 説明会及び同意、承諾の際に作成した書類を添付してください。
- ・ 土地所有者及び特定事業の施工の妨げとなる権利者（地上権、永小作権、質権又は賃借権）の特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書（第 7 号様式）（所有権移転の仮登記や売買予定等で条件付所有権移転等の登記がされている場合には、当該土地が自己所有かどうかに関わらず、当該権利者からの同意書が必要です。）
 - ・ 特定事業区域外で特定事業場内の土地所有者の場合は、特定事業区域外土地使用同意書（第 8 号様式）が必要です。

- ・ 行政機関が所有又は管理する土地の場合は、許認可書、許可申請書の写し（受付印があるものに限る。）又はその他施工同意を証明できる書面を添付してください。
- ・ 特定事業区域から 20m 以内の土地の所有者の 10 分の 8 以上から近傍土地所有者承諾書（第 9 号様式）
- ・ 特定事業場から 100m 以内に居住する世帯の 10 分の 8 以上の世帯主から周辺住民承諾書（第 10 号様式）及び世帯数調査書（第 11 号様式）

注）各種同意書の同意者の住所又は氏名が、土地の登記事項証明書の記載内容と異なる場合は、土地所有権を有する者であることを証する書面を添付してください。また、同意書に添付する証明書は 3 か月以内に発行されたもの（事前協議書に原本証明により写しを添付した証明書については、この限りではない。）とします。

- ・ 代理人が許可申請を行う場合には、当該代理人の権限を証する書面（許可申請書と同じ押印のあるもの）を添付してください。

31 特定事業場がある町会・自治会からの町会・自治会承諾書（第 12 号様式）を添付してください。特定事業について十分に説明し、努力を尽くしたにもかかわらず町会・自治会の承諾を得られない場合は、その理由、経緯等を詳しく記した理由書を添付してください。

32 町会・自治会と条例第 12 条第 5 項の規定による協定を締結した場合は写しを添付してください。

33 他の自治体での実績がある場合は許可書の写しを添付してください。

(4)許可申請手数料について

項目	単位	手数料
新規許可申請	1 件	50,000円

特定事業許可申請書提出書類一覧

別紙 3

No.	事項又は書類等	許可 申請	様式番号又は 【記載例掲載分】	チェック ボックス
	「特定事業許可申請書」	○	第13号	☐
	委任状	△		☐
	特定事業場及び特定事業区域地番一覧	○	第13号 別紙1	☐
	特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項	○	第13号 別紙2	☐
1	住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）	○		☐
2	誓約書	○	第14号	☐
3	申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し	△		☐
4	申請者が法人である場合においては株主又は出資者（発行済み株式総数又は出資額の100分の5以上）の住民票の写し	△		☐
5	申請者に使用人がある場合はその者の住民票の写し	△		☐
6	法定代理人の住民票の写し（申請者が未成年の場合）	△		☐
7	現場責任者であることを証する書面	○	「現場責任者説明事項」	☐
8	特定事業場の位置図及び付近の見取図(2500分の1程度)	○	【96ページ】	☐
9	特定事業区域の実測図（求積図・求積表）	○		☐
10	特定事業区域と周辺20m及び特定事業場の平面図及び断面図 （特定事業が完了した場合の構造の図面を含む）（250分の1～500分の1程度）	○	【97～99ページ】	☐
	現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置図	○		☐
11	特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるもの）	○		☐
12	土砂等の予定量の計算書	○		☐
13	特定事業区域と周辺20mの土地の登記事項証明書及び公図の写し、若しくは変更がない旨の宣誓書等	○		☐
14	特定事業場と周辺20mの土地の公図の写し、若しくは変更がない旨の宣誓書等（特定事業場の隣接地を含め、地目、地積、土地所有者の住所、氏名を記入し、また特定事業区域と特定事業場の範囲を明示する資料を作成すること。複数枚にまたがる場合は合成公図も作成すること。）	○		☐
15	安定計算を行った場合には、その書面	△		☐
16	擁壁又は壁面崩壊防止施設を用いる場合には、断面図背面図	△		☐
17	鉄筋又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては概要、計画、構造計算書	△		☐
18	別表4に掲げる行為に該当することを証する書面 （許可通知書、申請書（受付印があるもの）等）	△		☐

No.	事項又は書類等		許可 申請	様式番号又は 【記載例掲載分】	チェック ボックス
19	特定事業区域の 表土の地質検査	採取地点位置図	○		☐
		現場写真	○		☐
		検査試料採取調書	○	第15号	☐
		地質分析（濃度）結果証明書	○	第16号	☐
20	特定事業施工計画書		○	【100ページ】	☐
21	排水計画図		△		☐
22	搬入経路図		○	【96ページ】	☐
23	農地転用が必要な場合は、許可申請書の写し		△		☐
24	埋蔵文化財の所在の有無に関する書類		○		☐
25	特定事業区域内に道路又は水路がある場合は、占用許可書等の写し		△		☐
26	特定事業区域の境界が属する土地（道路、河川、水路及び法定外公共物を除く。）の境界並びに特定事業区域内の道路、河川、水路及び法定外公共物の境界における境界確定図の写し		○		☐
27	住民説明会報告書		○	第17号	☐
28	特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書、特定事業区域外土地使用同意書		○	第7号 第8号	☐
29	近傍土地所有者承諾書		○	第9号	☐
30	周辺住民承諾書及び世帯数調査書		○	第10号 第11号	☐
31	町会・自治会承諾書		○	第12号	☐
32	協定を締結した場合は、協定書の写し		△		☐
33	その他市長が必要と認める書類及び図面		△		☐
					☐

注） 許可申請欄中、○印は必須、△は条件に該当する場合必須を示す。

2 特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書（第 18 号様式）の作成・記載要領等

(1) 作成要領

ア 申請書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。

イ 申請書に添付される書類についての目次を作成してください。

その場合、別紙 4（35 ページ参照）と同様の「特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書提出書類一覧（以下「書類一覧」という。）」を作成し、この順で製本の上申請してください。

ウ 提出部数は、正本（原本）1 部、副本 1 部の 2 部です。なお副本は、後日申請者に控え用として返却します。

エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格 A 列 4 番で作成してください。

オ 土地（法人）の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写しは、3 か月以内かつ事前協議済書交付後に発行されたものとしします。事前協議で添付したもののコピーを使用することはできません。公図の写しについてはコピーではなく、法務局で交付されたものを添付してください。ただし、副本については申請者の控え用であることから、コピーを使用することもできます。登記情報提供サービスで取得したものは証明書類として認められません。

カ 特定事業区域に係る現況地盤の土砂等が安全であるかどうか、事前に地質検査の実施が必要です。事前協議において特定事業区域の表土の地質の状況について既に測定を実施している場合は、その結果の写しを使用することができます。

特定事業区域面積	検体数
1ha未満	2検体
1ha～2ha未満	3検体
以降 1 ha ごとに 1 検体ずつ増やす	
10ha以上	12検体

(2) 記載要領

ア 申請者、担当者名

特定事業を行おうとする者の住所・氏名等を記載してください。担当者は連絡先を記載してください。

また、市長から本条例の措置命令を受けた者は、必要な措置を完了していないときは、許可の申請はできません。

イ 特定事業区域の位置及び面積

土砂等の堆積に供する区域のうち、代表的な位置を表示し、その他は（他〇〇筆）に表示してください。

特定事業場（特定事業区域に搬入路や保安地帯などを含めた特定事業に伴い使用される区域全体）及び特定事業区域の面積については、実測面積を記載してください。

申請書の別紙 1「特定事業場及び特定事業区域地番一覧」を作成してください。

ウ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

申請書裏面の添付書類 10（書類一覧 No10）に当該事項を追加記載することもできます。なお、現場事務所を特定事業場の区域以外とする場合は、その位置図を添付してください。

エ 現場責任者の氏名及び職名

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載してください。

オ 特定事業区域の表土の地質の状況

特定事業区域の面積に応じて、規則第 9 条第 7 項に従って採取、分析し、採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書（第 15 号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（第 16 号様式）を申請書裏面の添付書類 20（書類一覧 No20）に示してください。

なお、表土と堆積土砂等が遮断される場合にあつては、遮断されることを示す構造図（縮尺 250 分の 1～500 分の 1 程度）を申請書裏面の添付書類 19（書類一覧 No19）に示してください。

カ 特定事業に使用される土砂等の搬入、搬出予定量

年間及び 1 日平均の土砂等の搬入予定量を記載するとともに、別紙 2「特定事業に使用される土砂等の搬入計画」に関する事項を作成してください。

キ 特定事業の期間

特定事業を施工する期間とします。特定事業に供する土地が自己の所有でない場合にあつては、当該土地についての借地等に関する使用権原の明らかな書類の契約期間としてください。最長 5 年までです。

ク 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積構造

構造は規則別表第 3 のとおりとし、堆積が最大になった場合の構造が確認できる平面図、断面図を作成してください。また、特定事業区域に堆積できる土砂等の量の計算書を添付してください。この場合において申請書裏面の添付書類 11（書類一覧 No11）に当該事項を追加記載することもできます。

ケ 特定事業に供する施設及び特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造

排水溝、排水ます等を平面図に記載し、排水の測定位置を明らかにしてください。

コ 特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置

土砂等の発生場所ごとに区分して堆積することが確認できる図面又は、立面図等に工法等を記載してください。

サ 関係書類等の縦覧場所

申請書裏面の添付書類 11(書類一覧 No11)に当該事項を追加記載することもできます。なお、現場事務所を特定事業場の区域以外とする場合は、その位置図を添付してください。

(3) 添付書類について(行頭の番号は、申請書第 2 面の添付書類の番号を示す)

1 住民票の写し(法人の場合は登記事項証明書)

申請者が個人である場合は第 4 面、申請者が法人である場合は第 5 面を作成してください。

2 誓約書

3 法人の場合はその役員の住民票の写し

4 申請者が法人である場合においては株主又は出資者(発行済み株式総数又は出資額の 100 分の 5 以上)の住民票の写し

5 申請者に使用人がある場合はその者の住民票の写し

6 法定代理人の住民票の写し(法人の場合は登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

第 3 面を作成してください。

7 当該特定事業場の現場責任者であることを確認できるものとし、

8 特定事業場の周辺の状況(住宅や公共施設等)が判明できる図面とし、特定事業場の予定地を図上に太線等で囲んでください(縮尺 2,500 分の 1 程度)。

9 実測図(縮尺 250 分の 1 程度)とし、

10, 11 特定事業区域及び周辺 20m 並びに特定事業場の平面図、断面図(土砂等の堆積が最大になった場合の構造が確認できるものとし、構造は別表第 3(施行規則第 12 条第 2 項)を遵守してください。(縮尺 250 分の 1~500 分の 1 程度))及び特定事業区域に堆積できる土砂等の量の計算書を添付してください。

12 搬入する土砂等の量を積算した土量計算書を添付してください。

13, 14 特定事業区域並びに特定事業区域及び周辺 20m の土地登記事項証明書並びに公図の写しで 3 か月以内かつ事前協議済書交付後に発行されたものとし、また、公図の写しには、特定事業場及び特定事業区域を明示し、特定事業場及び特定事業区域並びに特定事業場周辺 20m に地目、地積及び土地所有者の住所・氏名を記入し、複数枚にまたがる場合は合成公図も作成してください。

15 安定計算を行った場合には、当該安定計算を記載した書面を添付してください。

16 擁壁の断面図、背面図(両図とも縮尺 20 分の 1~50 分の 1 程度)を添付してください(背面図は、擁壁の裏面の構造が判明できるものであること)。

17 擁壁の安定性や部材の応力度等の検討等により、当該擁壁の安全性が確認できる書面を添付してください。

18 特定事業が規則別表第 4 に掲げる行為に該当する場合は、法令等に基づく許認可等の許可書等又は申請書の写し(受付印があるもの)を添付してください。

- 19 表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、構造が判明する断面図を添付してください。(縮尺 250 分の 1～500 分の 1 程度)
- 20 表土と特定事業に使用される土砂等が遮断されない構造の場合は、特定事業区域の面積に応じて、規則第 9 条第 7 項に従って採取、分析し、採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書(第 15 号様式)及び地質分析(濃度)結果証明書(第 16 号様式)を添付してください。
- 21 特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表を示し、使用する機械や資材、工事種別ごとの施工方法を記載し、必要に応じ図面等を作成してください。また、各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表を添付してください。(107 ページ参照)
- 22 湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地、及び自然排水を遮断するような土地構造の場合には、暗渠排水施設の設置等、排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面を作成してください。さらに、沈砂池(調整池)等の施設が必要な場合は、容量計算書及び構造図等の図面も提出してください。
- 23 搬入・搬出経路図を作成してください。この場合において、添付書類 8(書類一覧 No8)に当該事項を追加記載することもできます。
- 24 農地転用が必要な場合は、受付された許可申請書の写しを添付してください。
- 25 特定事業場が埋蔵文化財の所在に係る土地であるか確認を行い、有無に関する書類を添付してください。
- 26 特定事業区域内に道路又は水路がある場合は、占用許可書等の写しを添付してください。
- 27 特定事業区域の境界が属する土地(道路、河川、水路及び法定外公共物を除く。)の境界並びに特定事業区域内の道路、河川、水路及び法定外公共物の境界における境界確定図の写しを添付してください。
- 28 住民説明会報告書(第 17 号様式)に説明会の開催状況(説明概要、住民要望等)を記載します。開催できなかった場合はその理由と対応状況を記載します。
- 29～31 説明会及び同意、承諾の際に作成した書類を添付してください。
- ・ 土地所有者及び特定事業の施工の妨げとなる権利者(地上権、永小作権、質権又は賃借権)の特定事業区域内(特定事業場内)施工同意書(第 7 号様式)(所有権移転の仮登記や売買予定等で条件付所有権移転等の登記がされている場合には、当該土地が自己所有かどうかに関わらず、当該権利者からの同意書が必要です。)
 - ・ 行政機関が所有又は管理する土地の場合は、許認可書、許可申請書の写し(受付印があるものに限る。)又はその他施工同意を証明できる書面を添付してください。
 - ・ 特定事業区域から 20m 以内の土地の所有者の 10 分の 8 以上から近傍土地所有者承諾書(第 9 号様式)
 - ・ 特定事業場から 100m 以内に居住する世帯の 10 分の 8 以上の世帯主から周辺住民承諾書(第 10 号様式)及び世帯数調査書(第 11 号様式)

注) 各種同意書の同意者の住所又は氏名が、土地の登記事項証明書の記載内容と異なる場合は、土地所有権を有する者であることを証する書面を添付してください。また、同意書に添付する証明書は3か月以内に発行されたもの（事前協議書に原本証明により写しを添付した証明書については、この限りではない。）とします。

- ・ 代理人が許可申請を行う場合には、当該代理人の権限を証する書面（許可申請書と同じ押印のあるもの）を添付してください。

32 特定事業場がある町会・自治会からの町会・自治会承諾書（第12号様式）を添付してください。特定事業について十分に説明し、努力を尽くしたにもかかわらず町会・自治会の承諾が得られない場合は、その理由、経緯等を詳しく記した理由書を添付してください。

33 町会・自治会と条例第12条第5項の規定による協定を締結した場合は写しを添付してください。

34 他の自治体での実績がある場合は許可書の写しを添付してください。

(4) 許可申請手数料について

項目	単位	手数料
新規許可申請	1件	50,000円

一時堆積特定事業許可申請書提出書類一覧

別紙 4

No.	事項又は書類等	許可 申請	様式番号又は 【記載例掲載分】	チェック ボックス
	「特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書」	○	第18号	☐
	委任状	△		☐
	特定事業場及び特定事業区域地番一覧	○	第18号 別紙1	☐
	特定事業（一時堆積特定事業）に使用される土砂等の搬入計画 に関する事項	○	第18号 別紙2	☐
1	住民票の写し又は法人の登記事項証明書	○		☐
2	誓約書	○	第14号	☐
3	申請者が法人である場合においてはその役員の住民票の写し	△		☐
4	申請者が法人である場合においては株主又は出資者（発行済み 株式総数又は出資額の100分の5以上）の住民票の写し	△		☐
5	申請者に使用人がある場合はその者の住民票の写し	△		☐
6	法定代理人の住民票の写し（申請者が未成年の場合）	△		☐
7	現場責任者であることを証する書面	○	「現場責任者 説明事項」	☐
8	特定事業場の位置図及び付近の見取図(2500分の1程度)	○	【96ページ】	☐
9	特定事業区域の実測図（求積図・求積表）	○		☐
10	特定事業区域及び周辺20m並びに特定事業場の現況平面図及び断 面図（250分の1～500分の1程度）	○	【97～99ページ】	☐
	現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置図	○		☐
11	特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図（堆積 が最大になった場合の当該堆積の構造が確認できるもの）	○		☐
12	土砂等の予定量の計算書	○		☐
13	特定事業区域及び周辺20m並びに特定事業場の土地の登記事項 証明書及び公図の写し	○		☐
14	特定事業区域及び周辺20m並びに特定事業場の土地の合成公図 （地目、地積、土地所有者の氏名を記入し、また特定事業区域 と特定事業場の範囲を明示すること。）	○		☐
15	安定計算を行った場合には、その書面	△		☐
16	擁壁または壁面崩壊防止施設を用いる場合には、断面図背面図	△		☐
17	鉄筋または無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては 概要、計画、構造計算書	△		☐

No.	事項又は書類等	許可 申請	様式番号又は 【記載例掲載】	チェック ボックス
18	別表4に掲げる行為に該当することを証する書面 (許可通知書、申請書(受付印があるもの)等)	△		☐
19	表土と堆積土砂等が遮断される場合にあつてはその構造図(20分の1～50分の1程度)	△		☐
20	特定事業区域の表土の地質検査	採取地点位置図	☐	☐
		現場写真	☐	☐
	表土と堆積土砂等が遮断されていない場合	検査試料採取調書	☐	☐
		地質分析(濃度)結果証明書	☐	☐
21	特定事業施工計画書	○	【100 ページ】	☐
22	排水計画図(湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地、及び自然排水を遮断するような土地構造の場合)	△		☐
23	搬入経路図	○	【96 ページ】	☐
24	農地転用が必要な場合は、許可申請書の写し	△		☐
25	埋蔵文化財の所在の有無に関する書類	○		☐
26	特定事業区域内に道路又は水路がある場合は、占用許可書等の写し	△		☐
27	特定事業区域の境界が属する土地(道路、河川、水路及び法定外公共物を除く。)の境界並びに特定事業区域内の道路、河川、水路及び法定外公共物の境界における境界確定図の写し	○		☐
28	住民説明会報告書	○	第17号	☐
29	特定事業区域内(特定事業場内)施工同意書	○	第7号	☐
30	近傍土地所有者承諾書	○	第9号	☐
31	周辺住民承諾書及び世帯数調査書	○	第10号 第11号	☐
32	町会・自治会承諾書	○	第12号	☐
33	協定を締結した場合は、協定書の写し	△		☐
34	その他市長が必要と認める書類及び図面	△		☐
				☐

注) 許可申請欄中、○印は必須、△は条件に該当する場合必須、□は選択を示す。

3 特定事業変更許可申請書（第 20 号様式）の作成・記載要領等

申請書記載事項に変更があるときは（規則第 14 条第 1 項の軽微な変更と本条例の措置命令の措置を除きます。）、再び事前協議を行う必要があります。（17 ページ参照）

期間の延長は最長 1 年です。特定事業区域の面積の拡大は当初面積の最大 10 分の 2 です。

(1) 作成要領

ア 申請書又は届出書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。

イ 申請書又は届出書に添付される書類についての目次を作成してください。

ウ 提出部数は、正本（原本）1 部、副本 1 部の 2 部です。なお副本は、後日申請者又は届出者に控え用として返却します。

エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格 A 列 4 番で作成してください。

オ 土地（法人）の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写しは、3 か月以内かつ事前協議済書交付後に発行されたものとしします。事前協議で添付したもののコピーを使用することはできません。公図の写しについてはコピーではなく、法務局で交付されたものを添付してください。ただし、副本については申請者の控え用であることから、コピーを使用することもできます。登記情報提供サービスで取得したものは証明書類として認められません。

カ 特定事業区域を拡大する事項の変更の場合の表土の地質検査については、原則として規則第 9 条第 7 項の区分に応じて地質検査の実施が必要となります。ただし、事前協議において特定事業区域の表土の地質の状況について既に測定を実施している場合には、その結果の写しを使用することができます。

特定事業区域面積	検体数
1ha 未満	2検体
1ha～2ha 未満	3検体
以降1haごとに1検体ずつ増やす	
10ha以上	12検体

(2) 記載要領

ア 申請者、担当者

特定事業を行おうとする者の住所・氏名等を記載してください。担当者は連絡先を記載してください。

また、市長から本条例の措置命令を受けた者は、必要な措置を完了していないときは、許可の申請はできません。

イ 変更する事項の内容及び変更の理由

条例第 13 条第 1 項各号、第 2 項各号に掲げる事項（規則で定める軽微な変更を除く。）において変更申請又は変更届出を行おうとする事項について、変更前と変更後の

内容及び理由を記載してください。

(3) 添付書類

特定事業に係るものにあつては1～6及び27～33は添付必須または条件により必須で、7～26は変更に係るものを添付してください。一時堆積特定事業に係るものにあつては1～6、27及び29～33は添付必須または条件により必須で、7～25は変更に係るものを添付してください。

目次を作成してください。その場合、本手引き別紙5(41ページ参照)と同等の「特定事業変更許可申請書添付書類一覧」を作成し、この順で製本の上申請してください。

1 住民票の写し(法人の場合は登記事項証明書)

申請者が個人である場合は第4面、申請者が法人である場合は第5面を作成してください。

2 誓約書

3 法人の場合はその役員の住民票の写し

4 申請者が法人である場合においては株主又は出資者(発行済み株式総数又は出資額の100分の5以上)の住民票の写し

5 申請者に使用人がある場合はその者の住民票の写し

6 法定代理人の住民票の写し(法人の場合は登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

第3面を作成してください。

7 特定事業場の周辺の状況(住宅や公共施設等)が判明できる図面とし、特定事業場を図上に太線等で囲んでください(縮尺2,500分の1程度)。

8 実測図(縮尺250分の1程度)とします。

9,10 施工前後の構造が確認できるものとし、構造は規則別表第2(75ページ参照)を遵守し、のり面保護方法等を記載してください。

また平面図には、特定事業区域及び特定事業場と隣地との境界杭等を明示し、現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置を記載してください(縮尺250分の1～500分の1程度)。

11 搬入する土砂等の量を積算した土量計算書を添付してください。

12,13 特定事業場並びに特定事業区域及び周辺20mの土地の登記事項証明書及び公図の写しで3か月以内かつ事前協議済書交付後に発行されたものとし、また、公図の写しには、特定事業場及び特定事業区域を明示し、特定事業場及び特定事業区域並びに特定事業場周辺20mに地目、地積、土地所有者の住所・氏名を記入し、複数枚にわたる場合は合成公図も作成してください。

14 安定計算を行った場合には、当該安定計算を記載した書面を添付してください。

15 擁壁の断面図、背面図(両図とも縮尺20分の1～50分の1程度)を添付してください(背面図は、擁壁の裏面の構造が判明できるものであること。)

- 16 擁壁の安定性や部材の応力度等の検討等により、当該擁壁の安全性が確認できる書面を添付してください。
- 17 特定事業が規則別表第4に掲げる行為に該当する場合は、法令等に基づく許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印があるもの）を添付してください。
- 18 表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、構造が判明する断面図を添付してください。（縮尺 250 分の 1～500 分の 1 程度）
- 19 特定事業区域の面積に応じて、規則第9条第7項に従って採取、分析し、採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書（第15号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（第16号様式）を添付してください。
- 20 特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表を示し、使用する機械や資材、工事種別ごとの施工方法を記載し、必要に応じ図面等を作成してください。また、各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表を添付してください。（107 ページ参照）
- 21 湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地、及び自然排水を遮断するような土地構造の場合には、暗渠排水施設の設置等、排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面を作成してください。さらに、沈砂池（調整池）等の施設が必要な場合は、容量計算書及び構造図等の図面も提出してください。
- 22 搬入・搬出経路図を作成してください。この場合において、添付書類8（書類一覧 No8）に当該事項を追加記載することもできます。
- 23 農地転用が必要な場合は、受付された許可申請書の写しを添付してください。
- 24 特定事業場が埋蔵文化財の所在に係る土地であるか確認を行い、有無に関する書類を添付してください。
- 25 特定事業区域内に道路又は水路がある場合は、占用許可書等の写しを添付してください。
- 26 特定事業区域の境界が属する土地（道路、河川、水路及び法定外公共物を除く。）の境界並びに特定事業区域内の道路、河川、水路及び法定外公共物の境界における境界確定図の写しを添付してください。
- 27 住民説明会報告書（第17号様式）に説明会の開催状況（説明概要、住民要望等）を記載します。開催できなかった場合はその理由と対応状況を記載します。
- 28～30 説明会及び同意、承諾の際に作成した書類を添付してください。
 - ・ 土地所有者及び特定事業の施工の妨げとなる権利者（地上権、永小作権、質権又は賃借権）の特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書（第7号様式）（所有権移転の仮登記や売買予定等で条件付所有権移転等の登記がされている場合には、当該土地が自己所有かどうかに関わらず、当該権利者からの同意書が必要です。）
 - ・ 特定事業区域外で特定事業場内の土地所有者の場合は、特定事業区域外土地使用同意書（第8号様式）が必要です。

- ・ 行政機関が所有又は管理する土地の場合は、許認可書、許可申請書の写し（受付印があるものに限る。）又はその他施工同意を証明できる書面を添付してください。
- ・ 特定事業区域から 20m 以内の土地の所有者の 10 分の 8 以上から近傍土地所有者承諾書（第 9 号様式）
- ・ 特定事業場から 100m 以内に居住する世帯の 10 分の 8 以上の世帯主から周辺住民承諾書（第 10 号様式）及び世帯数調査書（第 11 号様式）

注）各種同意書の同意者の住所又は氏名が、土地の登記事項証明書の記載内容と異なる場合は、土地所有権を有する者であることを証する書面を添付してください。また、同意書に添付する証明書は 3 か月以内に発行されたもの（事前協議書に原本証明により写しを添付した証明書については、この限りではない。）とします。

- ・ 代理人が許可申請を行う場合には、当該代理人の権限を証する書面（許可申請書と同じ押印のあるもの）を添付してください。

31 特定事業場がある町会・自治会からの町会・自治会承諾書（第 12 号様式）を添付してください。特定事業について十分に説明し、努力を尽くしたにもかかわらず町会・自治会の承諾が得られない場合は、その理由、経緯等を詳しく記した理由書を添付してください。

32 町会・自治会と条例第 12 条第 5 項の規定による協定を締結した場合は写しを添付してください。

33 他の自治体での実績がある場合は許可書の写しを添付してください。

(4) 許可申請手数料について

項目	単位	手数料
変更許可申請	1 件	30,000 円

特定事業変更許可申請書提出書類一覧

別紙 5

No.	事項又は書類等	変更申請		様式番号又は 【記載例掲載頁】	チェック ボックス
		通常	一時		
	「特定事業変更許可申請書」	○	○	第20号	☐
	委任状	△	△		☐
1	住民票の写し又は法人の登記事項証明書	○	○		☐
2	誓約書	○	○	第14号	☐
3	申請者が法人である場合においてはその役員の住民票の写し	△	△		☐
4	申請者が法人である場合においては株主又は出資者（発行済み株式総数又は出資額の100分の5以上）の住民票の写し	△	△		☐
5	申請者に使用人がある場合はその者の住民票の写し	△	△		☐
6	法定代理人の住民票の写し（申請者が未成年の場合）	△	△		☐
7	特定事業場の位置図及び付近の見取図（2500分の1程度）	変 更 が あ る 書 類 の み	変 更 が あ る 書 類 の み	【96ページ】	☐
8	特定事業区域の実測図（求積図・求積表）				☐
9	特定事業区域及び周辺20m並びに特定事業場の現況平面図及び断面図（250分の1～500分の1程度）			【97～99ページ】	☐
10	特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるもの、一時堆積の場合は土砂等の堆積が最大となった場合の当該体積の構造が確認できるもの）				☐
11	土砂等の予定量の計算書				☐
12	特定事業区域及び周辺20m並びに特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し				☐
13	特定事業区域及び周辺20m並びに特定事業場の土地の合成公図（地目、地積、土地所有者の氏名を記入し、また特定事業区域と特定事業場の範囲を明示すること。）				☐
14	安定計算を行った場合には、その書面				☐
15	擁壁または壁面崩壊防止施設を用いる場合には、断面図及び背面図				☐
16	鉄筋または無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては概要、計画、構造計算書				☐
17	別表4に掲げる行為に該当することを証する書面（許可通知書、申請書（受付印があるもの）等）				☐

No.	事項又は書類等		変更申請		様式番号又は 【記載例掲載】	チェック ボックス		
			通常	一時				
18	表土と堆積土砂等が遮断される場合にあってはその構造図 (20 分の 1～50 分の 1 程度)		変 更 が あ る 書 類 の み	変 更 が あ る 書 類 の み		☐		
19	特定事業区域の 表土の地質検査 表土と堆積土砂等 が遮断されてい ない場合	採取地点位置図				☐		
		現場写真				☐		
		検査試料採取調書				☐		
		地質分析（濃度）結果証明書				☐		
20	特定事業施工計画書						【100 ページ】	☐
21	排水計画図							☐
22	搬入経路図						【96 ページ】	☐
23	農地転用が必要な場合は、許可申請書の写し							☐
24	埋蔵文化財の所在の有無に関する書類							☐
25	特定事業区域内に道路又は水路がある場合は、占用許可書等の 写し							☐
26	特定事業区域の境界が属する土地（道路、河川、水路及び法 定外公共物を除く。）の境界並びに特定事業区域内の道路、 河川、水路及び法定外公共物の境界における境界確定図の 写し							☐
27	住民説明会報告書		○	○	第 17 号	☐		
28	特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書、特定事業区域 外土地使用同意書		○		第 7 号 第 8 号	☐		
29	近傍土地所有者承諾書		○	○	第 9 号	☐		
30	周辺住民承諾書及び世帯数調査書		○	○	第 10 号 第 11 号	☐		
31	町会・自治会承諾書		○	○	第 12 号	☐		
32	協定を締結した場合は、協定書の写し		△	△		☐		
33	その他市長が必要と認める書類及び図面		△	△		☐		
						☐		

注) 変更申請欄中、通常は特定事業、一時は一時堆積特定事業の必要書類を示す。

○印は必須、△は条件に該当する場合必須、斜線は不要を示す。

4 特定事業譲受け許可申請書（第 44 号様式）の作成・記載要領等

(1) 作成要領

ア 申請書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。

イ 申請書に添付する書類についての目次を作成してください。

その場合、本手引き別紙 6（45 ページ参照）と同等の「特定事業譲受け許可申請書 添付書類一覧」を作成し、この順で製本の上申請してください。

ウ 提出部数は、正本（原本）1 部、副本 1 部の 2 部です。なお副本は、後日申請者に控え用として返却します。

エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格 A 列 4 番で作成してください。

オ 土地（法人）の登記事項証明書、住民票の写しは、3 か月以内かつ事前協議済書交付後に発行されたものとしします。事前協議で添付したもののコピーを使用することはできません。副本については申請者の控え用であることから、コピーを使用することもできます。

(2) 記載要領

ア 申請者、担当者

特定事業を行おうとする者の住所・氏名等を記載してください。担当者は連絡先を記載してください。

イ 特定事業の許可の内容

譲受けの相手方が取得している許可内容を記載してください。

ウ 譲受けの相手方の氏名及び住所

譲受けの相手方の氏名及び住所を記載してください。

エ 現場責任者の氏名及び職名

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載してください。

オ 法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

申請者が未成年の場合には、その法定代理人の氏名（名称）及び住所（法人では代表者）を記載してください。

（該当しない場合は、当該欄に斜線を入れること。）

カ 譲受けの理由

譲受けの理由を記載してください。

(3) 添付書類について

1 住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）申請者が個人である場合は第 4 面、申請者が法人である場合は第 5 面を作成してください。

2 誓約書

3 申請者が法人の場合は、その役員の住民票の写し

- 4 申請者が法人である場合においては株主又は出資者（発行済み株式総数又は出資額の100分の5以上）の住民票の写し
- 5 申請者に使用人がある場合はその者の住民票の写し
- 6 法定代理人の住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書及び役員の住民票の写し）第3面を作成してください。
- 7 特定事業場の周辺の状況（住宅や公共施設等）が判明できる図面とし、特定事業場の予定地を図上に太線等で囲んでください（縮尺2,500分の1程度）。
- 8 特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書及び特定事業区域外土地使用同意書（特定事業区域外土地使用同意書にあっては、譲り受ける特定事業が一時堆積特定事業である場合を除きます。）を添付してください。
- 9 特定事業区域から20m以内の土地の所有者の10分の8以上から近傍土地所有者承諾書を添付してください。
- 10 町会・自治会と協定を締結した場合は、当該協定書の写しを添付してください。
- 11 他の自治体での実績がある場合は許可書の写しを添付してください。

(4) 許可申請手数料について

項 目	単位	手数料
譲受け許可申請	1 件	30,000円

特定事業譲受け許可申請書提出書類一覧

別紙 6

No.	事項又は書類等	許可申請		様式番号又は 【記載例掲載分】	チェック ボックス
		通常	一時		
	「特定事業譲受け許可申請書」	○	○	第44号	☐
	委任状	△	△		☐
1	住民票の写し又は法人の登記事項証明書	○	○		☐
2	誓約書	○	○	第14号	☐
3	申請者が法人である場合、役員の住民票の写し	△	△		☐
4	申請者が法人である場合においては株主又は出資者（発行済み株式総数又は出資額の100分の5以上）の住民票の写し	△	△		☐
5	申請者に使用人がある場合はその者の住民票の写し	△	△		☐
6	法定代理人の住民票の写し（申請者が未成年の場合）	△	△		☐
7	特定事業場の位置図及び付近の見取図（2500分の1程度）	○	○	【96ページ】	☐
8	特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書	○	○	第7号	☐
	特定事業区域外土地使用同意書	○		第8号	☐
9	近傍土地所有者承諾書	○	○	第9号	☐
10	協定を締結した場合は、協定書の写し	○	○		☐
11	その他市長が必要と認める書類	△	△		☐
					☐

注）変更申請欄中、通常は特定事業、一時は一時堆積特定事業の必要書類を示す。

○印は必須、△は条件に該当する場合必須、斜線は不要を示す。

V 特定事業の実施（許可後の手続き等）について

1 許可書の交付を受けた後の土砂等の搬入前の準備について

交付を受けた事業者は、

- ・ 現場事務所等の設置
- ・ 標識の設置
- ・ 土砂等の搬入路の設置
- ・ 排水の水質検査を行う施設の設置
- ・ 特定事業区域の境界の明示

を行い、土砂等の搬入の届出を提出後に土砂等を搬入することができることになります。

注）許可証又は受理書の交付を受けた後の土砂等搬入届出書等の届出者は、特定事業許可申請書の申請者と同一の者としてください。また、譲受け等が行われた場合については、特定事業譲受け許可申請書等の申請者と同一の者としてください。

2 土砂等の搬入の届出（条例第 19 条及び規則第 16 条第 1 項）について

特定事業区域に土砂等を搬入する前に、土砂等搬入届出書（第 25 号様式）に次の書類を添付して提出することが必要です。

ア 土砂等発生元証明書（第 26 号様式）（発生元事業者が記入）

イ 検査試料採取調書（第 15 号様式）（採取者が記入、分析証明書ごとに必要）

ウ 地質分析（濃度）結果証明書（第 16 号様式）（分析機関と環境計量士の印のあるもの（写しは不可））

エ 試料採取地点の土砂等の発生場所の平面図（採取地点を平面図に記入）

オ 試料採取地点の土砂等の発生場所の現場写真（採取地点と採取状況が分かるもの）

(1) 土砂等搬入届出は、土砂等の発生場所ごとに届出が必要です。また、同じ発生場所でも、搬入量が 5,000 m³を超えるごとに、新たな届出が必要になります（例えば、同一現場からの搬入量が 12,000 m³の場合は、3 件分の届出が必要）。

(2) 搬入計画と発生場所に変更が生じた場合は、特定事業軽微変更届出書（第 22 号様式）及び土砂等搬入届出書並びに関係書類一式を提出してください。

(3) 搬入する土砂等が次の場合で、それを証する書面を添付する場合は、上記イ～オの添付を省略することができます。

- ・ 搬入する土砂等が公共事業で発生、採取し、安全基準に適合していると事前に市長の承認をうけた書面
- ・ 採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例その他法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等を証する書面
⇒ 「土砂等売渡・譲渡証明書（第 27 号様式）」及び「採取場の許可証等の写し」これらの書面を添付する場合は、土砂等発生元証明書（上記ア）も省略できます。
- ・ 一時堆積を行う場所から発生、採取され、規則で定めるもの及び安全基準に適合して

いることを証する書面（発生場所が明確に区分されているものに限りです）

3 特定事業の着手の届出（条例第 18 条及び規則第 15 条）について

土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から 10 日以内に特定事業着手届出書（第 24 号様式）を提出してください。

4 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、許可条件、関係各課の指示事項を遵守してください。
- (2) 標識（第 34 号様式）は、公衆の見やすい場所に設置してください。耐水性合板と同等以上の材質とし、白地に黒の文字とし、容易に消えないことが必要です。
- (3) 施工期間中は常に、近隣の住民等が申請書及び各種提出書類の控えを縦覧できるように、これらの書類を関係書類等の縦覧場所に配置してください。

5 施工中の定期報告について

特定事業に着手した日から 4 か月に 1 回（一時堆積特定事業にあっては、3 か月に 1 回）土砂等の量等の報告（特定事業状況報告書（第 30 号様式）又は特定事業（一時堆積特定事業）状況報告書（第 31 号様式））並びに地質検査及び水質検査の報告（特定事業地質等検査報告書（第 32 号様式））をしなければなりません。

また、併せて、発生場所ごとの土砂等管理台帳（第 28 号又は第 29 号様式）の写しを提出してください。

(1) 特定事業状況報告書又は特定事業（一時堆積特定事業）状況報告書

報告に係る期間内に搬入（又は搬出）した土砂等の量を発生場所ごとに報告すること。その報告書には、現場写真及び計画平面図に土砂等を搬入した区域を明示した図面を添付すること。

(2) 特定事業地質等検査報告書

ア 地質検査

特定事業区域を 3,000 m²以内の区域に等分して市職員立ち合いの上、試料を採取（5 点混合）します。

特定事業区域面積	検体数
3,000m ² 未満	1検体
3,000m ² ～6,000m ² 未満	2検体
6,000m ² ～9,000m ² 未満	3検体
以降3,000m ² ごとに1検体ずつ増やすこと	

イ 水質検査

市職員の立ち合いの上、試料を採取します。排水基準を定める省令に基づく測定方法で測定します。

ウ 特定事業地質等検査報告書添付書類

- ・ 検体採取の位置図（採取地点を計画平面図に記入）

- ・ 検体採取場所の現場写真（採取地点と採取状況が分かるもの）
- ・ 検査試料採取調書（第 15 号様式）（採取者が記入、分析証明書ごとに必要）
- ・ 地質分析（濃度）結果証明書（第 16 号様式）（分析機関と環境計量士の印のあるもの（写しは不可））
- ・ 排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（第 33 号様式）（分析機関と環境計量士の印のあるもの（写しは不可））

6 土砂等管理台帳（第 28 号様式又は第 29 号様式）について

発生場所別に作成し、項目ごとに記載するとともに、土砂等の搬入過程を 1 日ごとに記入してください。台帳は許可または届出の日から 1 年ごと（毎年 3 月末）に閉鎖し、3 年間保存しなければなりません。

7 特定事業軽微変更届出書（第 22 号様式）について

特定事業の許可を受けた者は、規則第 14 条第 1 項各号に定める事項を変更した場合には、10 日以内に特定事業軽微変更届出書（第 22 号様式）に関係書類や変更事項を証明する書類を添付し、市に届出るとともに、土地所有者に特定事業軽微変更通知書（第 23 号様式）により通知してください。

軽微な変更には次の場合があります。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更
- (2) 法定代理人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更
- (3) 条例第 9 条の許可を受けた者に係る次に掲げる者の変更
 - ア 役員（法定代理人が法人である場合におけるその役員を含む。）
 - イ 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者
 - ウ 規則第 10 条に規定する使用人
- (4) 特定事業区域を除く特定事業場の位置又は面積の変更（条例第 12 条第 1 項の同意を得るべき者及び同条第 2 項の承諾を得るべき周辺の住民が新たに増えない場合（一時堆積特定事業にあっては、特定事業場の土地の所有者が新たに増えない場合を含む。）に限る。）
- (5) 現場責任者の氏名又は職名の変更
- (6) 現場事務所の位置の変更
- (7) 特定事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）
- (8) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更
- (9) 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更

- (10) 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区域外に設けた柵の構造の変更（排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。）

8 関係書類の縦覧について

事業者は、当該許可に係る現場事務所又は市長が指定する場所において、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関し、市長に提出した書類及び図面の写し並びに土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければなりません。

VI 特定事業の相続・廃止・完了・終了等の届出について

1 特定事業相続等の届出について

特定事業の許可を受けた者又は届出をした者の地位を承継した者は、特定事業相続等届出書（第 46 号様式）に必要書類及び土地所有者に通知した写し（特定事業相続等通知書（第 47 号様式））を添付し、提出してください。

添付書類

- 1 承継を証する書面
- 2, 5 住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書及び役員の住民票の写し）（3 か月以内に発行されたもの）
- 3 誓約書
- 4 法定代理人の住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書及び役員の住民票の写し）（3 か月以内に発行されたもの）
- 6 申請者が法人である場合においては株主又は出資者（発行済み株式総数又は出資額の 100 分の 5 以上）の住民票の写し
- 7 申請者に使用人がある場合はその者の住民票の写し
- 8 当該特定事業場の現場責任者であることを確認できるもの
- 9 他の自治体での実績がある場合は許可書の写しを添付してください。

2 特定事業の廃止等の届出について

- (1) 特定事業の廃止又は中止（2 か月以上）をしようとする場合は、あらかじめ土壤及び災害の発生の防止をするために必要な措置に係る工程等について、特定事業廃止（中止）事前届出書（第 35 号様式）に平面図、縦断図、横断図、写真等を添付し提出してください。

特定事業廃止（中止）事前届出書提出後、市職員による現地調査が必要となる場合があります。

- (2) 特定事業を中止した場合には、未提出の特定事業状況報告書は中止の日から 1 週間以内に提出してください。
- (3) 特定事業を廃止した場合には、土壤の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講じた上で、廃止した日から 10 日以内に特定事業廃止届出書（第 36 号様式）に必要書類を添付し提出してください。

特定事業廃止届出書提出後、市職員による現場確認を受けるとともに特定事業地質等検査報告書（第 32 号様式）に必要書類（47 ページ参照）を添付し、提出してください。

3 特定事業の完了等の届出について

- (1) 特定事業が完了する 2 か月前の日までに、完了するまでの工程等について、特定事業完了事前届出書（第 38 号様式）に、工程表、平面図、縦断図、横断図、写真等を添付し提出してください。
- (2) 特定事業が完了した場合には、特定事業完了届出書（第 39 号様式）に完了した形態の平面図、縦断図、横断図、土量計算書等を添付し、併せて特定事業状況報告書（第 30 号様式又は第 31 号様式）を提出してください。

特定事業完了届出書提出後、市職員による現場確認を受けるとともに特定事業地質等検査報告書（第 32 号様式）に必要書類（47 ページ参照）を添付し、提出してください。

4 特定事業の終了等の届出について

- (1) 特定事業の許可期間が満了する日までに完了する見込みがない場合には、同日の 2 か月前の日までに、土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程等について、特定事業終了事前届出書（第 41 号様式）に、平面図、縦断図、横断図、写真等を添付し提出してください。
- (2) 特定事業が終了した場合には、特定事業終了届出書（第 42 号様式）に平面図、縦断図、横断図等を添付し、併せて特定事業状況報告書（第 30 号様式又は第 31 号様式）を提出してください。

特定事業終了届出書提出後、市職員による現場確認を受けるとともに特定事業地質等検査報告書（第 32 号様式）に必要書類（47 ページ参照）を添付し、提出してください。

Ⅶ 松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、同施行規則

条例	規則
松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 目次 第1章 総則（第1条—第5条） 第2章 土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準（第6条） 第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等（第7条・第8条） 第4章 特定事業の規制（第9条—第33条） 第5章 特定事業等に係る土地所有者の義務（第34条） 第6章 雑則（第35条—第40条） 第7章 罰則（第41条—第44条） 附則 第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。 (2) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域の面積	松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則 （趣旨） 第1条 この規則は、松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（令和7年松戸市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

が300平方メートル以上である土砂等の埋立て等を行う事業（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等のみを当該事業のために使用するものを除く。）（土砂等の埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル未満であっても、その土砂等の埋立て等に供する区域に隣接し、又は近接する土地において、当該土砂等の埋立て等を行う事業を施工する日前6月以内に土砂等の埋立て等を行う事業が施工され、又は施工中の場合においては、当該土砂等の埋立て等を行う事業の土砂等の埋立て等に供する区域と既に施工され、又は施工中の土砂等の埋立て等を行う事業の土砂等の埋立て等に供する区域の面積とが合算して300平方メートル以上になるもの（当該土砂等の埋立て等を行う事業の事業区域の土地所有者若しくは事業者又はその両方が同一の者である場合に限る。）を含む。）をいう。

(3) 特定事業区域 特定事業に供する区域をいう。

(4) 特定事業場 特定事業区域及び特定事業に供する施設が存する区域をいう。

(5) 事業者 土砂等の埋立て等を行う者（請負契約等により土砂等の埋立て等を行う者を含む。）をいう。

(6) 土地所有者 土砂等の埋立て等に係る土地を所有する者をいう。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 事業者は、土砂等の埋立て等によって土壌の汚染及び災害が発生した場合は、市民の生活環境の保全に支障が生じないよう、当該土砂等の埋立て等の期間中及びその終了後においても責任をもって対処しなければならない。

3 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

4 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。 5 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。 (土地所有者の責務) 第4条 土地所有者は、事業者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある事業者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。 2 土地所有者は、自己の所有する土地に係る土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。 (市の責務) 第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。 2 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、千葉県と連携して土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。 第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準 第6条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。 第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等	(安全基準及び崩落等の防止に係る基準) 第2条 条例第6条の安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。 2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の
--	--

(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等) 第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。 2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等に係る事業者又は土地所有者に対し、土砂等の埋立て等に使用される土砂等が安全基準に適合していることを証する書類等を提出させ、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は期限を定めて現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等に係る事業者又は土地所有者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 (土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等) 第8条 土砂等の埋立て等に係る事業者及び土地所有者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように規則で定める基準を遵守し、かつ、必要な措置を講じなければならない。 2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等に係る事業者又は土地所有者に対し、期限を定めてこれらを防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 第4章 特定事業の規制	測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。 3 条例第8条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる土砂等の埋立て等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 次号に掲げる土砂等の埋立て等以外の土砂等の埋立て等 別表第2第3号 (2) 土砂等の埋立て等が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行うものであるもの 別表第3第2号及び第3号 (3) 前2号に掲げる土砂等の埋立て等のうち、当該各号に定める基準によりがたいものとして市長が認めるもの 当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置として市長が認めるもの
---	--

(特定事業の許可等) 第9条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次の各号に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。 (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業（以下「公共事業」という。） (2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業	(公共的団体の範囲) 第3条 条例第9条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。 (1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、地方共同法人日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構 (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社 (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社 (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社 (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区 (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合 (7) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により認可された市街地再開発組合 (8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設立された国立大学法人及び大学共同利用機関法人 (9) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして
--	--

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事業 (事前協議) 第10条 前条又は第16条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業の計画について市長と協議しなければならない。	市長の認定を受けた者 2 前項第8号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。 3 市長は、第1項第9号の規定により認定をしたときは公共的団体認定通知書（第2号様式）により、認定をしないときはその旨を書面により当該認定を申請した者に通知するものとする。 (適用除外の事業) 第4条 条例第9条第3号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。 (1) 宅地内の雨水を排除するため、現に自ら居住の用に供している土地に土砂等を盛土する事業 (2) 自らの耕作の用に供するため、従前の作土と同等以上の土砂等を用いて、農地の改善を行う事業 (3) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う特定事業 (4) 災害復旧のために必要な応急措置として行う特定事業 (5) 自己の居住の用に供する住宅を建設するために行う事業 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業 (許可の適用除外届出) 第5条 条例第9条各号に掲げる特定事業を行おうとする者は、特定事業許可適用除外届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。 (事前協議) 第6条 条例第10条の規則で定める協議は、事業者が条例第9条の規定により許可を受けようとする場合は特定事業計画書（第4号様式）に、条例第16条第1項の規定により許可を受けようとする場合は特定事業変更計画書（第5号様式）に、次に掲げる書類及び図面（条例第16条第1項の許可を受けようとする場合は、変更に係るものに限る。）を添えて行わなければならない。 (1) 特定事業場の位置図及び付近の見取図 (2) 特定事業区域の実測求積図
---	---

(説明会の開催等) 第11条 第9条の許可の申請をしようとする者は、当該申請をする日の前日までに、前条の規定による事前協議の内容に基づき、当該申請に係る特定事業場の周辺に居住する者で規則で定めるもの(次項において「周辺住民」という。)に対して、当該申請に係る第13条第1項各号に掲げる事項その他規則で定める事項(次項において「周知事項」という。)を周知するための説明会を開催しなければならない。	(3) 特定事業区域及びその周辺20メートル以上の区域並びに特定事業場の現況平面図及び現況断面図 (4) 特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図(特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。) (5) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 (6) 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し (7) 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地に係る公図の合成図で、それらの土地の所有者名、地目及び地積を記載したもの(特定事業区域及び特定事業場が確認できるものに限る。) (8) 調整池の平面図、断面図及び構造図 (9) 放流先水路の流域図及び断面図 (10) 流量計算書 (11) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項を記載した書類 (12) 特定事業場への土砂等の搬入経路図 (13) 周辺住民に対する説明会の計画書 (14) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 2 市長は、条例第10条に規定する協議が、当該協議を開始した日から1年を経過しても成立しないときは、当該協議を終了するものとする。 3 市長は、条例第10条に規定する協議が成立したときは、特定事業事前協議済書(第6号様式)を当該協議を行った事業者に交付するものとする。 (説明会の開催等) 第7条 条例第11条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。 (1) 特定事業場から200メートルの区域内に居住する者 (2) 特定事業場の存する地区の町会長又は自治会長 2 条例第11条第1項の規則で定める事項(条例第16条第1項において準用する場合は、変更に係るものに限る。)とする。 (1) 条例第9条の許可の申請をしようとする者の氏名
---	--

	又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び主たる事務所の所在地及び特定事業に係る現場責任者の連絡先 (2) 特定事業区域及び特定事業場の位置及び面積 (3) 特定事業の期間 (4) 特定事業が完了したときの特定事業区域の構造 (当該申請が一時堆積特定事業に係るものである場合は、一時堆積特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造) (5) 特定事業に使用される土砂等の予定量 (6) 跡地利用計画 (7) 調整池の構造 (8) 放流先水路の流域、断面図及び流量計算に関する事項 (9) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項 (10) 特定事業場への土砂等の搬入経路に関する事項 (11) 前各号に定めるもののほか、その他市長が必要と認める事項 3 条例第9条の許可の申請をしようとする者は、条例第11条第1項の規定により説明会を開催するときは、同項に規定するもの（以下「周辺住民」という。）の参集の便を十分考慮して開催の日時及び場所を定め、前項各号に掲げる事項をあらかじめ周辺住民に対し書面の配布その他適切な方法により周知しなければならない。 4 条例第9条の許可の申請をしようとする者は、条例第11条第1項の規定により開催した説明会が終了したときは、直ちに、出席者名簿及び会議録を作成し、市長に報告するものとする。 5 条例第11条第2項の規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。 (1) 天災、交通の途絶その他不測の事態により説明会の開催が不可能であること。 (2) 条例第9条の許可の申請をしようとする者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。
--	---

2 第9条の許可の申請をしようとする者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項に規定する説明会を開催することができない場合は、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、当該申請をしようとする者は、規則で定める方法により、当該申請をする前日までに、周知事項を周辺住民に周知しなければならない。 (特定事業に係る土地所有者等の同意等) 第12条 第9条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内（一時堆積特定事業（次条第2項に規定する一時堆積特定事業をいう。）の場合は、当該申請に係る特定事業場内）の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者及び当該特定事業場の土地の所有者（当該特定事業者を除く。）に当該特定事業について説明し、その同意を得なければならない。 2 第9条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域の近傍の土地の所有者及び周辺の住民に当該特定事業について説明し、その承諾を得なければならない。 3 第1項の同意及び前項の承諾は、前条に規定する説明会の開催又は周知の後に得なければならない。 4 第9条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業場の存する町会又は自治会に当該特定事業につい	6 条例第11条第2項の規則で定める方法は、周辺住民に対して、周知事項を記載した書面を配布又は送付する方法とする。 (土地所有者等の同意等) 第8条 条例第12条第1項（条例第16条第1項及び条例第27条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、特定事業区域内（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場内）の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものとする。 2 条例第12条第1項の規定による同意は、特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書（第7号様式）及び特定事業区域外土地使用同意書（第8号様式）によらなければならない。 3 条例第12条第2項（条例第16条第1項及び条例第27条第1項において準用する場合を含む。）の規定による近傍の土地の所有者の承諾は、近傍土地所有者承諾書（第9号様式）によらなければならない。 4 前項の規定による近傍の土地の所有者の承諾は、特定事業区域から20メートル以内の土地の所有者の10分の8以上から得るものとする。 5 条例第12条第2項（条例第16条第1項において準用する場合を含む。）の規定による周辺の住民の承諾は、周辺住民承諾書（第10号様式）及び世帯数調査書（第11号様式）によらなければならない。 6 前項の規定による周辺の住民の承諾は、特定事業場から100メートル以内の区域に居住する世帯の10分の8以上の世帯主から得るものとする。 7 条例第12条第4項（条例第16条第1項において準用する場合を含む。）の規定による町会又は自治会の承諾は、町会・自治会承諾書（第12号様式）によらなければならない。
---	--

て説明し、その承諾を得よう努めなければならない。 5 第9条の許可の申請をしようとする者は、当該申請に係る特定事業場の存する町会又は自治会から、当該特定事業場の周辺地域の環境保全に係る遵守事項についての協定の締結の申出があったときは、これに応じよう努めなければならない。 6 前各項の規定は、規則で定める特定事業については適用しない。 (許可の申請等) 第13条 第9条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定事業区域の位置 (3) 特定事業区域の面積 (4) 現場事務所（土砂等の搬入（次項に規定する一時堆積特定事業である場合にあっては、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。以下同じ。）その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置 (5) 特定事業に係る現場責任者の氏名及び職名 (6) 特定事業区域の表土の地質の状況 (7) 特定事業に使用される土砂等の量 (8) 特定事業の期間 (9) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造 (10) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項 (11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置 (12) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置	8 条例第12条第6項の規則で定めるものは、別表第4に掲げる行為とする。 (特定事業の許可の申請) 第9条 条例第13条第1項に規定する申請書は、特定事業許可申請書（第13号様式）とする。 2 条例第13条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。 (1) 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書） (2) 申請者が条例第15条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることの誓約書（第14号様式） (3) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し (4) 申請者が法人であって、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合にあっては、これらの者の住民票の写し (5) 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し (6) 申請者が条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員（同号イに規定する役員をいう。以下同じ。）の住民票の写し） (7) 現場責任者であることを証する書面 (8) 特定事業場の位置図及び付近の見取図 (9) 特定事業区域の実測求積図 (10) 特定事業区域及びその周辺20メートル以上の区域並びに特定事業場の現況平面図及び現況断面図
--	---

	(11) 特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。） (12) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 (13) 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し (14) 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地に係る公図の合成図で、それらの土地の所有者名、地目及び地積を記載したもの（特定事業区域及び特定事業場が確認できるものに限る。） (15) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書 (16) 擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図 (17) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 (18) 特定事業が別表第4に掲げる行為に該当する場合は、当該行為に該当することを証する書面 (19) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（第15号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（第16号様式。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。） (20) 特定事業の施工方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書 (21) 特定事業区域の排水計画図
--	---

という。)である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 特定事業区域の表土の地質の状況(当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造)
- (3) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- (4) 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
- (5) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- (6) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所(以下「発生場所」という。)ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置

(7) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項(申請の制限等)

第14条 第9条の許可を受けようとする者は、特定事業の期間について3年(当該許可の申請が一時堆積特定事業に係るものである場合にあっては、5年)を超えて申請することができない。

2 前項に定めるもののほか、第9条の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第30条又は第32条の規定による命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。(許可の基準)

第15条 市長は、第9条の許可の申請が第13条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、

5 条例第13条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2項第1号から第7号までに掲げる書類
- (2) 第8号から第10号まで、第12号から第18号まで及び第20号から第25号までに掲げる書類及び図面
- (3) 特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図(土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。)
- (4) 特定事業区域の表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造図
- (5) 特定事業区域の表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合は、第2項第19号に掲げる書類及び図面
- (6) 特定事業場の境界が属する土地(道路、河川、水路及び法定外公共物を除く。)の境界並びに特定事業場内の道路、河川、水路及び法定外公共物の境界における境界確定図の写し
- (7) 第2項第27号から第32号までに掲げる書類(第28号の特定事業区域外土地使用同意書を除く。)
- (8) その他市長が必要と認める書類及び図面

6 条例第13条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定事業の期間
- (2) 第3項各号に掲げる事項

7 第2項第19号及び第5項第5号の特定事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ当該右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5

第9条の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のアからケまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第30条又は第32条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第31条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。キにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第31条第1項第3号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第31条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（ケにおいて「暴力団員等」という。）

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちに、アからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ク 個人で規則で定める使用人のうちアからオまで

4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。

(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる方法により行うこと。

（条例第15条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人）

第10条 条例第15条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、申請者が運営する本店、支店その他継

のいずれかに該当する者のあるもの ケ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの (2) 第12条第1項に規定する同意及び同条第2項に規定する承諾を得ていること。 (3) 特定事業が3年以内に完了するものであること。 (4) 現場事務所を設置すること。 (5) 特定事業に係る現場責任者を置くこと。 (6) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。 (7) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。 (8) 第13条第1項第10号に規定する搬入計画における特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定されていること。 (9) 第13条第1項第10号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。 (10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。 (11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。 2 市長は、第9条の許可の申請が第13条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が前項第1号、第2号、第4号及び第5号並びに次の各号に適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。 (1) 一時堆積特定事業が5年以内に完了するものであること。 (2) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されっていると認められる場合にあっては、この限りでない。	続的に業務を行うことができる施設を有する場所で特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの（申請者が商人以外の者である場合は、主たる事務所又は従たる事務所）を代表する者とする。 （構造上の基準） 第11条 条例第15条第1項第7号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。
---	--

(3) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。 (4) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。 (5) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。 3 第9条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものについては、第1項第7号及び第11号並びに前項第3号の規定は適用しない。 (変更の許可等) 第16条 第9条の許可を受けた者は、第13条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第11条及び第12条の規定を準用する。 2 第9条の許可を受けた者が第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第30条又は第32条の規定による命令に従って、当該許可に係る第13条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は、適用しない。	2 条例第15条第2項第3号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。 (構造上の基準に係る適用除外) 第12条 条例第15条第3項の規則で定めるものは、別表第4に掲げる行為とする。 (許可等の決定) 第13条 市長は、条例第13条の規定による許可の申請があった場合においては、許可又は不許可の決定をしたときは、特定事業許可（不許可）決定通知書（第19号様式）により当該許可を申請した者に通知するものとする。 (変更の許可の申請等) 第14条 条例第16条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更 (2) 法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更 (3) 条例第9条の許可を受けた者に係る次に掲げる者の変更 ア 役員（法定代理人が法人である場合におけるその役員を含む。） イ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 ウ 第10条に規定する使用人 (4) 特定事業区域を除く特定事業場の位置又は面積の変更（条例第12条第1項の同意を得るべき者及び同条第2項の承諾を得るべき周辺の住民が新たに増えない場合（一時堆積特定事業にあっては、特定事業場の土地の所有者が新たに増えない場合を含
---	--

3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 変更の内容及びその理由	む。)に限る。) (5) 現場責任者の氏名又は職名の変更 (6) 現場事務所の位置の変更 (7) 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。) (8) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更 (9) 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更 (10) 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区域外に設けた柵の構造の変更(排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。) 2 条例第16条第3項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書(第20号様式)とする。 3 条例第16条第3項の規則で定める書類及び図面は、特定事業に係るものにあつては第1号から第7号まで及び第9号から第15号まで、一時堆積特定事業に係るものにあつては第1号から第6号まで、第8号、第9号及び第11号から第15号までに掲げるものとする。 (1) 住民票の写し(申請者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書) (2) 申請者が条例第15条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることの誓約書 (3) 申請者が法人の場合にあつては、その役員の住民票の写し (4) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し (5) 申請者に第10条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の住民票の写し (6) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し) (7) 第9条第2項第8号から第26号までに掲げる書
--	---

(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項 4 第1項の許可を受けようとする者は、第9条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えて申請することができない。ただし、第1項の許可の申請が一時堆積特定事業に係るものであるとき又は同項の許可の申請に係る特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為等に係るものである場合において市長が必要があると認めるときは、この限りでない。 5 第1項の許可を受けようとする者は、第9条の許可に係る特定事業区域の面積を変更する場合にあっては、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。ただし、第1項の許可の申請に係る特定事業が法令等に基づく許認可等を要する	類及び図面のうち変更に係るもの (8) 第9条第5項第2号から第5号までに掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの (9) 条例第16条第1項において準用する条例第11条第1項の規定による説明会の結果を記載した住民説明会報告書 (10) 特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書及び特定事業区域外土地使用同意書 (11) 近傍土地所有者承諾書 (12) 周辺住民承諾書及び世帯数調査書 (13) 町会・自治会承諾書 (14) 条例第16条第1項において準用する条例第12条第5項の規定による協定を締結した場合は、当該協定書の写し (15) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 4 前条の規定は、条例第16条第1項の許可について準用する。この場合において、前条中「条例第13条」とあるのは「条例第16条第1項」と、「特定事業許可（不許可）決定通知書（第19号様式）」とあるのは「特定事業変更許可（不許可）決定通知書（第21号様式）」と読み替えるものとする。 5 条例第16条第3項第3号の規則で定める事項は、第9条第3項第2号から第5号までに定めるものとする。
--	--

行為等に係るものである場合において市長が必要があると認めるときは、この限りでない。 6 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第30条又は第32条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。 7 第1項の許可の基準については、前条の規定を準用する。 8 第9条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、変更した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、第12条第1項（第1項及び第27条第1項において準用する場合を含む。）の同意をした土地所有者に通知しなければならない。 （許可の条件） 第17条 第9条の許可（前条第1項及び第27条第1項の許可を含む。以下この章において同じ。）には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該第9条の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。 （特定事業の着手の届出） 第18条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。 （土砂等の搬入の届出） 第19条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、あらかじめ、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することが	6 条例第16条第8項の規定による市長への届出は特定事業軽微変更届（第22号様式）を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業軽微変更通知書（第23号様式）を提出して行わなければならない。ただし、第1項第3号に掲げる者に係る市長が定める特に軽微な事項の変更については、この限りでない。 （特定事業の着手の届出） 第15条 条例第18条の規定による届出は、特定事業着手届（第24号様式）を提出して行わなければならない。 （土砂等の搬入の届出） 第16条 条例第19条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（第25号様式）を提出して行わなければならない。 2 条例第19条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（第26号様式）とする。 3 条例第19条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書
--	---

できる。 (1) 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。 (2) 当該土砂等が、法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。 (3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積（次条において「一時的堆積」という。）を行う場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）から発生し、又は採取された土砂等である場合であって、当該発生場所から採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。 (4) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合 （土砂等管理台帳の作成等） 第20条 第9条の許可（当該許可が一時堆積特定事業に係るものである場合を除く。）を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、1年ごとに閉鎖しなければならない。 (1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段 (2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時的堆積が行われたものである場合は、当該一時的堆積が行われた場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。） (3) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量 (4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項	及び地質分析（濃度）結果証明書とする。 4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。 5 条例第19条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（第27号様式）とする。 （土砂等管理台帳） 第17条 条例第20条第1項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（第28号様式）によるものとする。 2 条例第20条第1項第4号の規則で定める事項は、
--	--

2 第9条の許可（当該許可が一時堆積特定事業に係るものである場合に限る。）を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を当該土砂等を搬入し、又は搬出する日の属する月の末日までに作成し、当該許可を受けた日から1年ごとに閉鎖しなければならない。 (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項 (2) 当該許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳 (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項	次に掲げるものとする。 (1) 特定事業の許可を受けた者の氏名又は名称 (2) 特定事業の許可の番号 (3) 特定事業区域の位置及び面積 (4) 特定事業の許可又は届出の期間 (5) 特定事業に使用される土砂等の量 (6) 現場責任者の氏名及び職名及び連絡先 (7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所 (8) 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名 (9) 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称 3 条例第20条第2項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（一時堆積特定事業用）（第29号様式）によるものとする。 4 条例第20条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 第2項各号（第5号を除く。）に掲げる事項 (2) 特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量 5 条例第20条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第1項各号又は同条第2項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。 6 条例第20条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎年3月末日をもって閉鎖しなければならない。 7 条例第33条第4項に規定する土砂等管理台帳について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録
---	--

3 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前2項の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。	の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 (1) 作成された電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 8 事業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。 （土砂等の量等の報告） 第18条 条例第20条第3項の規定による報告は、当該特定事業に着手した日から4月ごとに当該4月を経過した日から1週間以内（特定事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。次項において同じ。）は、当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内に、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは、条例第24条第3項、条例第25条第3項又は条例第26条第3項の規定による届出の時）に、特定事業状況報告書（第30号様式）を提出して行わなければならない。 2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、条例第20条第3項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（特定事業の中止をしようとするときは、当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは、条例第24条第3項、条例第25条第3項又は条例第26条第3項の規定による届出の時）に、特定事業（一時堆積特定事業）状況報
--	--

(地質検査等の報告) 第21条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域（当該許可に係る特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、当該一時堆積特定事業の特定事業場の区域）以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。 2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。 (関係書類等の縦覧) 第22条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る現場事務所又は市長が指定する場所において、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第20条に規定する土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。	告書（第31号様式）を提出して行わなければならない。 (地質検査) 第19条 条例第21条第1項の規定による地質検査は、特定事業に着手した日から4月ごと（条例第24条第3項の規定による廃止の届出、条例第25条第3項の規定による完了の届出又は条例第26条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。 (1) 地質検査は、特定事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。 (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。 (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、市長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。 (4) 地質調査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。 2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、条例第21条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごと（条例第24条第3項の規定による廃止の届出、条例第25条第3項の規定による完了の届出（表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。）又は条例第26条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日）に、市長の指
---	---

	定する職員の立会いの上、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届出に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態で堆積されている場合にあつては、地質検査は省略することができる。 (水質検査) 第20条 条例第21条第1項の規定による水質検査は、特定事業に着手した日から4月ごと（条例第24条第1項の規定による中止の届出、同条第3項の規定による廃止の届出、条例第25条第3項の規定による完了の届出又は条例第26条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により行わなければならない。 2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあつては、条例第21条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごと（条例第24条第3項の規定による廃止の届出、条例第25条第3項の規定による完了の届出又は条例第26条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日）に、市長が指定する職員の立会いの上、試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。 (地質検査等の報告) 第21条 条例第21条第1項の規定による報告は、特定事業に着手した日から4月ごとに当該4月を経過した日から1週間以内（条例第24条第3項の規定による廃止の届出、条例第25条第3項の規定による完了の届出又は条例第26条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が別に指定する日まで）に、特定事業地質等検査報告書（第32号様式）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。
--	---

(標識の設置等) 第23条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。 2 第9条の許可を受けた者は、前項に規定する期間、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わ	(1) 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真 (2) 第19条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書 (3) 前条の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定(濃度)結果証明書(第33号様式。環境計量士の発行したものに限る。) 2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、条例第21条第1項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内(条例第24条第3項の規定による廃止の届出、条例第25条第3項の規定による完了の届出又は条例第26条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する日まで)に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。 (標識) 第22条 条例第23条第1項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識(第34号様式)とする。 2 条例第23条第1項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 特定事業の許可年月日及びその番号 (2) 特定事業の目的 (3) 特定事業区域の所在地 (4) 特定事業を行う者の住所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先 (5) 特定事業の許可の期間 (6) 特定事業場及び特定事業区域の面積 (7) 埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量(一時堆積特定事業にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量) (8) 現場責任者の氏名、職名及び連絡先 (9) 特定事業場及び特定事業区域の見取図 3 条例第23条第2項に規定する表示は、旗、杭等の設置によるものとする。
---	--

なければならない。 (特定事業の廃止等) 第24条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該特定事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出を要しない。 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。 3 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をしたときは、廃止した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。 4 前項の規定による届出があったときは、第9条の許可は、その効力を失う。 5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。 6 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。	(特定事業の廃止等に係る届出) 第23条 条例第24条第1項の規定による届出は、特定事業廃止(中止)事前届(第35号様式)を提出して行わなければならない。 2 条例第24条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 特定事業の許可年月日及びその番号 (2) 特定事業区域の位置 (3) 特定事業の許可の期間 (4) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間 (5) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造 (6) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置 (7) 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、一時堆積特定事業の特定事業区域のうち土砂等が堆積されている面積 3 条例第24条第3項の規定による届出は、特定事業廃止届(第36号様式)を提出して行わなければならない。 4 条例第24条第5項に規定する届出をした者に通知する通知書は、特定事業廃止検査結果通知書(第37号様式)とする。
---	--

(特定事業の完了等) 第25条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が完了する2月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。 3 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第9条の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。 5 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。 (特定事業の終了等) 第26条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前の日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。	(特定事業の完了に係る届出) 第24条 条例第25条第1項の規定による届出は、特定事業完了事前届(第38号様式)を提出して行わなければならない。 2 条例第25条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 特定事業の許可年月日及びその番号 (2) 特定事業区域の位置 (3) 特定事業の許可の期間 (4) 特定事業の完了の予定年月日 (5) 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造 3 条例第25条第3項の規定による届出は、特定事業完了届(第39号様式)を提出して行わなければならない。 4 条例第25条第4項に規定する届出をした者に通知する通知書は、特定事業完了検査結果通知書(第40号様式)とする。 (特定事業の終了に係る届出) 第25条 条例第26条第1項の規定による届出は、特定事業終了事前届(第41号様式)を提出して行わなければならない。 2 条例第26条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 特定事業の許可年月日及びその番号 (2) 特定事業区域の位置 (3) 特定事業の許可の期間 (4) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造
--	---

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、現地調査を行うものとする。 3 第9条の許可を受けた者は、第1項の規定により当該許可に係る特定事業を終了したときは、終了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。 5 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。 (譲受け) 第27条 第9条の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第12条(周辺の住民及び町会又は自治会の承諾を除く。)の規定を準用する。 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (3) 申請者が第15条第1項第1号カに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	3 条例第26条第3項の規定による届出は、特定事業終了届(第42号様式)を提出して行わなければならない。 4 条例第26条第4項に規定する届出をした者に通知する通知書は、特定事業終了検査結果通知書(第43号様式)とする。 (譲受けの許可の申請) 第26条 条例第27条第2項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書(第44号様式)とする。 2 条例第27条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 (1) 住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書) (2) 申請者が条例第27条第4項において準用する条例第15条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることの誓約書 (3) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し (4) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額
---	---

(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項 3 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第30条又は第32条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。 4 第1項の許可の基準については、第15条の規定（第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。）を準用する。 5 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第9条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。 (相続等) 第28条 第9条の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継	の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し (5) 申請者に第10条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し (6) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し） (7) 現場責任者であることを証する書面 (8) 特定事業場の位置図及び付近の見取図 (9) 特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書及び特定事業区域外土地使用同意書（特定事業区域外土地使用同意書にあっては、譲り受ける特定事業が一時堆積特定事業である場合を除く。） (10) 近傍土地所有者承諾書 (11) 条例第27条第1項において準用する条例第12条第5項の規定による協定を締結した場合は、当該協定書の写し (12) その他市長が必要と認める書類 3 条例第27条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号 (2) 譲り受けようとする特定事業の許可の期間 (3) 特定事業区域の位置 (4) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名 (5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名 (6) 申請者に第10条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名 (7) 申請者が未成年者である場合でその法定代理人が法人であるときにあっては、その役員の氏名 (8) 現場責任者の氏名及び職名
--	--

すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。 2 前項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者は、承継した日から起算して10日以内に、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出るとともに、第12条第1項（第16条第1項及び前条第1項において準用する場合を含む。）の同意をした土地所有者に通知しなければならない。 （名義貸しの禁止） 第29条 第9条の許可を受けた者は、自己の名義をもって、第三者に当該許可に係る特定事業を行わせてはならない。 （措置命令） 第30条 市長は、特定事業区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めたときは、直ちに、当該特定事業を行った者に対し、当該区域について現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第9条の許可を受けた者（第16条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した許可特定事業者を除く。）に対し、当該特定事業を直ちに停止し、又は期限を定めて当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市長は、第9条又は第16条第1項の規定に違反し	(9) 譲受けの理由 （譲受け許可等の決定） 第27条 市長は、条例第27条第1項の許可の申請があった場合においては、許可又は不許可の決定をしたときは、特定事業譲受け許可（不許可）決定通知書（第45号様式）により当該許可を申請した者に通知するものとする。 （相続等の届出） 第28条 条例第28条第2項の規定による市長への届出は特定事業相続等届（第46号様式）を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業相続等通知書（第47号様式）を提出して行わなければならない。 2 前項の特定事業相続等届には、次に掲げる書類を添付するものとする。 (1) 届出者に係る住民票の写し（届出者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書） (2) 事業者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書） (3) その他市長が必要と認める書類 （措置命令） 第29条 条例第30条及び第32条に規定する措置命令は、措置命令書（第48号様式）により行うものとする。
---	--

て特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 (許可の取消し等) 第31条 市長は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。 (1) 第7条第2項若しくは第3項又は第8条第2項の規定による命令に違反したとき。 (2) 不正の手段により第9条、第16条第1項又は第27条第1項の許可を受けたとき。 (3) 第9条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。 (4) 第15条第1項第1号オ若しくはケに該当するに至ったとき、又は第9条の許可を受けた当時既に第15条第1項第1号オ若しくはケに該当していたことが判明したとき。 (5) 第15条第1項第1号カからクまで(同号オに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき、又は第9条の許可を受けた当時既に第15条第1項第1号カからクまで(同号オに係るものに限る。)のいずれかに該当していたことが判明したとき。 (6) 第16条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。 (7) 第17条の条件に違反したとき。 (8) 第19条から第23条までの規定に違反したとき。 (9) 第28条第1項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第15条第1項第1号アからケまでのいずれかに該当するとき。 (10) 第29条の規定に違反して第三者に特定事業を行わせたとき。	(許可の取消し等) 第30条 条例第31条第1項の規定による許可の取消しは特定事業許可取消通知書(第49号様式)により、停止命令は停止命令書(第50号様式)により行うものとする。
---	---

(11) 前条第1項、第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。 2 前項の規定により第9条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条第1項、第2項又は第3項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。 （廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令） 第32条 市長は、第24条第6項、第25条第5項、第26条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 2 市長は、第24条第6項、第25条第5項、第26条第5項又は前条第2項の規定に違反した者が行った特定事業により、その特定事業区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該特定事業区域の現状を保全するために必要な措置を直ちに講ずべきことを命ずることができる。 （関係書類等の保存） 第33条 第9条の許可を受けた者は、当該特定事業について第24条第3項の規定による廃止の届出、第25条第3項の規定による完了の届出若しくは第26条第3項の規定による終了の届出をした日又は第31条第1項による第9条の許可の取消しの通知を受けた日から3年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。 2 前項の書類及び図面の写しについては、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるも	
---	--

のをいう。第4項において同じ。)の保存をもって、当該書類及び図面の写しの保存に代えることができる。この場合における前項及び第43条第3号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該書類及び図面の写しとみなす。

3 第9条の許可を受けた者は、第20条に規定する土砂等管理台帳を同条第1項又は第2項の規定による閉鎖後3年間保存しなければならない。

4 前項の土砂等管理台帳については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の保存をもって、当該土砂等管理台帳の保存に代えることができる。この場合における前項及び第42条第4号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該土砂等管理台帳とみなす。

第5章 特定事業に係る土地所有者の義務

第34条 土地所有者は、第12条第1項(第16条第1項及び第27条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が一時堆積特定事業以外の特定事業である場合にあっては当該特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第13条第1項第1号から第12号までに掲げる事項を、当該特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては同条第2項第1号から第6号までに掲げる事項を確認しなければならない。

2 第12条第1項の同意をした土地所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

3 第12条第1項の同意をした土地所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染若しくは土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第31条 条例第34条第2項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。 第6章 雑則 (報告の徴収) 第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、期限を定めて、その業務に関し報告をさせることができる。 (立入検査) 第36条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者の現場事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあるときは、検査の用に供するために必要な限度において当該土砂等は無償で採取させることができる。 2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (公表) 第37条 市長は、土壌の汚染及び災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名、違反等の事実その他規則で定める事項を公表するものとする。 (1) 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第30条第1項、第2項若しくは第3項、第31条第1項又は第32条の規定による命令に違反した者 (2) 第9条、第16条第1項又は第27条第1項の規	(身分を示す証明書) 第32条 条例第36条第2項に規定する証明書は、身分証明書(第51号様式)とする。 (書類等の提出) 第33条 条例第10条の規定による事前協議、条例第13条第1項及び第2項の規定による申請、条例第16条第3項の規定による変更許可申請、条例第27条第2項の規定による譲受け許可申請、条例第16条第8項、第18条、第19条、第24条第1項及び第3項、第25条第1項及び第3項、第26条第1項及び第3項並びに第28条第2項の規定による届出並びに条例第20条第3項及び第21条の規定により提出する書類及び図面の提出部数は、正副各1部とする。 (公表) 第34条 条例第37条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 土砂等の埋立て等を行った場所 (2) 土砂等の埋立て等を行った期間 (3) 土砂等の埋立て等を行った面積 2 条例第37条の規定による公表は、公告その他適当な方法により行うものとする (関係書類等の保存) 第35条 第17条第3項及び第4項の規定は、条例第
---	--

定に違反して特定事業を行った者 (3) 第17条の規定により付された条件に違反して特定事業を行った者 (4) 第29条の規定に違反して第三者に特定事業を行わせた者 (許可等に関する意見聴取) 第38条 市長は、第9条、第16条第1項又は第27条第1項の許可をしようとするときは、第15条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由（同号カからクまでのいずれかに該当する事由にあっては、同号オに係るものに限る。次項において同じ。）の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。 2 市長は、第31条第1項の規定により、第9条の許可を取り消し、又は特定事業の停止を命じようとするときは、第15条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。 (手数料) 第39条 第9条、第16条第1項又は第27条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に定めるところにより、申請を行う際に手数料を納めなければならない。 (1) 第9条の許可に係る申請手数料 1件につき 50,000円 (2) 第16条第1項の許可に係る申請手数料 1件につき 30,000円 (3) 第27条第1項の許可に係る申請手数料 1件につき 30,000円 2 前項の規定により徴収した手数料は、還付しない。 (委任) 第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 第7章 罰則 (罰則) 第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第	33条第2項に規定する書類及び図面の写しの保存について準用する。この場合において、第17条第3項中「土砂等管理台帳」とあるのは「書類及び図面の写し」と読み替えるものとする。 (委任) 第36条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
---	---

30条第1項、第2項若しくは第3項、第31条第1項又は第32条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者 (2) 第9条、第16条第1項又は第27条第1項の規定に違反して特定事業を行った者 (3) 第29条の規定に違反して第三者に特定事業を行わせた者 第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第19条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第20条第1項又は第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者 (3) 第20条第3項、第21条第1項若しくは第2項又は第35条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (4) 第33条第3項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者 (5) 第36条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第16条第8項、第18条、第24条第3項、第25条第3項、第26条第3項又は第28条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第23条第1項の規定に違反した者 (3) 第33条第1項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者 (両罰規定) 第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 附 則 (施行期日等)	
---	--

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。 2 この条例の施行の際現に特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から起算して1年間は、この条例の規定にかかわらず、当該特定事業を行うことができる。その者がその期間内に第9条の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。	
--	--

別表第 1

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号。以下「告示」という。）別表に定める方法。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機 燐	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	
砒 素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満	
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満	
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	
1, 2—ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	
1, 1—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	
1, 2—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	
1, 3—ジクロロプロパン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	

ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	
1, 4—ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	
水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下であること。	地盤工学会基準 JGS0211-2020「土懸濁液の pH 試験方法」に定める方法

備考

- 1 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合においてその結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 3 六価クロムの項目について、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定されたものをいう。以下「規格」という。）K0102 の 65. 2. 6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合は、規格 K0170－7 の 7 に定める操作を行うものとする。
- 4 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第 2

- (1) 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- (2) 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- (3) 埋立て等の高さ(特定事業により生じた法面(既存の法面がある場合は、当該既存の法面を含む。)の最下部(擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端(既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設がある場合は、当該既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端))と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及び法面(擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除き、既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設若しくは法面がある場合は当該既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除き、当該既存の法面を含む。以下同じ。)の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該法面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		法面の勾配
砂、礫、砂質土、建設業に属する事業 礫質土、通常のを 施工性が確保の される粘性土の 及びこれらに 準ずるもの	建設業に属する事業 を行う者の再生資源 の利用に関する判断 の基準となるべき事 項を定める省令(平 成3年建設省令第1 9号)別表第1に規 定する第1種建設発 生土、第2種建設発 生土及び第3種建設 発生土	安定計算を行 った場合	安全が確保さ れる高さ	安全が確保される勾配
		その他	10メートル 以下	垂直1メートルに対する水平距離 が1.8メートル(埋立て等の高さ が5メートル以下の場合は、1.5 メートル)以上の勾配
	その他	10メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離 が1.8メートル以上の勾配
		5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離 が1.5メートル以上の勾配
その他		安定計算を行い、安全が確 保される高さ		安定計算を行い、安全が確保され る勾配

- (4) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 8 条から第 12 条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第 14 条の規定にそれぞれ適合すること。
- (5) 埋立て等の高さが 5 メートル以上である場合にあっては、埋立て等の高さが 5 メートルごとに幅が 1 メートル以上の段を設け、当該段及び法面には雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。

- (6) 特定事業の完了後の地盤に雨水その他の浸透水によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固め等の措置が講じられていること。
- (7) 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- (8) 特定事業区域（法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- (9) 既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設がある場合は、当該既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設の安全が確保されていること。

別表第 3

- (1) 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間には、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

0.3 ヘクタール未満	2 メートル以上
0.3 ヘクタール以上 0.5 ヘクタール未満	4 メートル以上
0.5 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満	6 メートル以上
1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満	10 メートル以上
3 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満	14 メートル以上
5 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満	18 メートル以上
10 ヘクタール以上 15 ヘクタール未満	24 メートル以上
15 ヘクタール以上 20 ヘクタール未満	27 メートル以上
20 ヘクタール以上	30 メートル以上

- (2) 土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の高さ（法面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合は、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設部分を除く。以下この表において同じ。）の最下部と最上部の高低差をいう。）が、5 メートル以下であること。
- (3) 土砂等の堆積の法面の勾配は、垂直 1 メートルに対する水平距離が 1.8 メートル以上の勾配であること。
- (4) 土砂等が飛散するおそれのあるものについては、散水等必要な措置が講じられていること。
- (5) 既存の法面又は擁壁又は崖面崩壊防止施設がある場合は、当該既存の法面又は擁壁又は崖面崩壊防止施設の安全が確保されていること。

別表第 4

- (1) 土地改良法に基づく土地改良事業
- (2) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 の規定による許可を要する開発行為並びに同法第 31 条、第 34 条第 2 項及び第 44 条において準用する第 34 条第 2 項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- (3) 道路法第 24 条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、第 32 条第 1 項の規定による道路の占用の許可及び同法第 91 条第 1 項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- (4) 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第 76 条第 1 項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- (5) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 6 条第 1 項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- (6) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定による宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内における許可を要する行為
- (7) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第 27 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 57 条第 1 項及び第 58 条の 4 第 1 項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- (8) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定による許可を要する開発行為
- (9) 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に基づく市街地再開発事業及び同法第 66 条第 1 項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- (10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- (11) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 15 条の 2 第 1 項の規定による農用地区域内における許可を要する開発行為
- (12) 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 14 条第 1 項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- (13) 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 8 条第 1 項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- (14) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第 7 条第 1 項及び第 67 条第 1 項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- (15) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 7 項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為

<参考>

Ⅷ 特定事業に使用される土砂等の区分（平成 3 年建設省令第 19 号別表第 1）

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令(平成 3 年建設省令第 19 号) 別表第 1

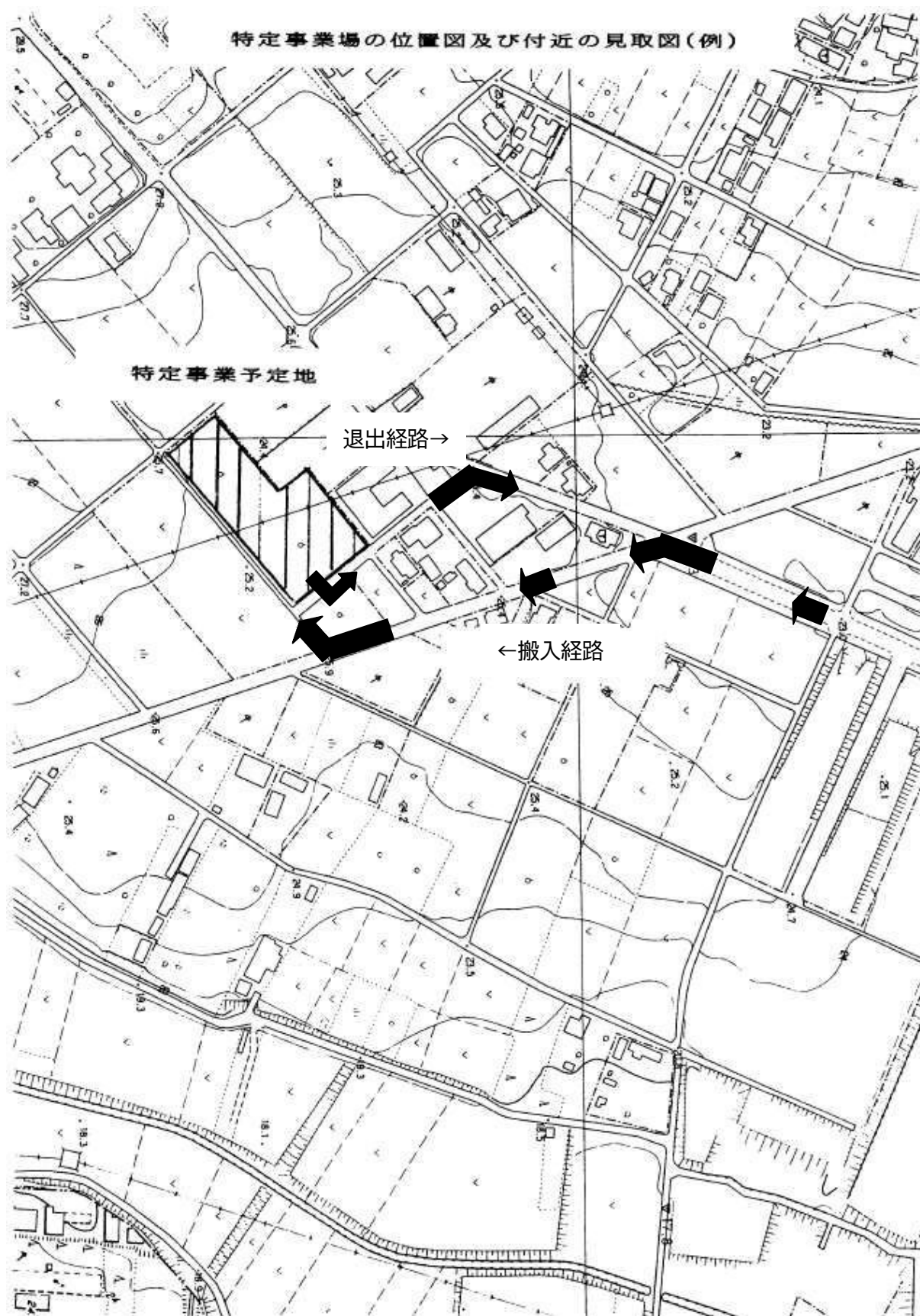
第1種建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第2種建設発生土 （砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第3種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第4種建設発生土 （粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く。）をいう。）	水面埋立て用材料

IX 事前協議書作成例

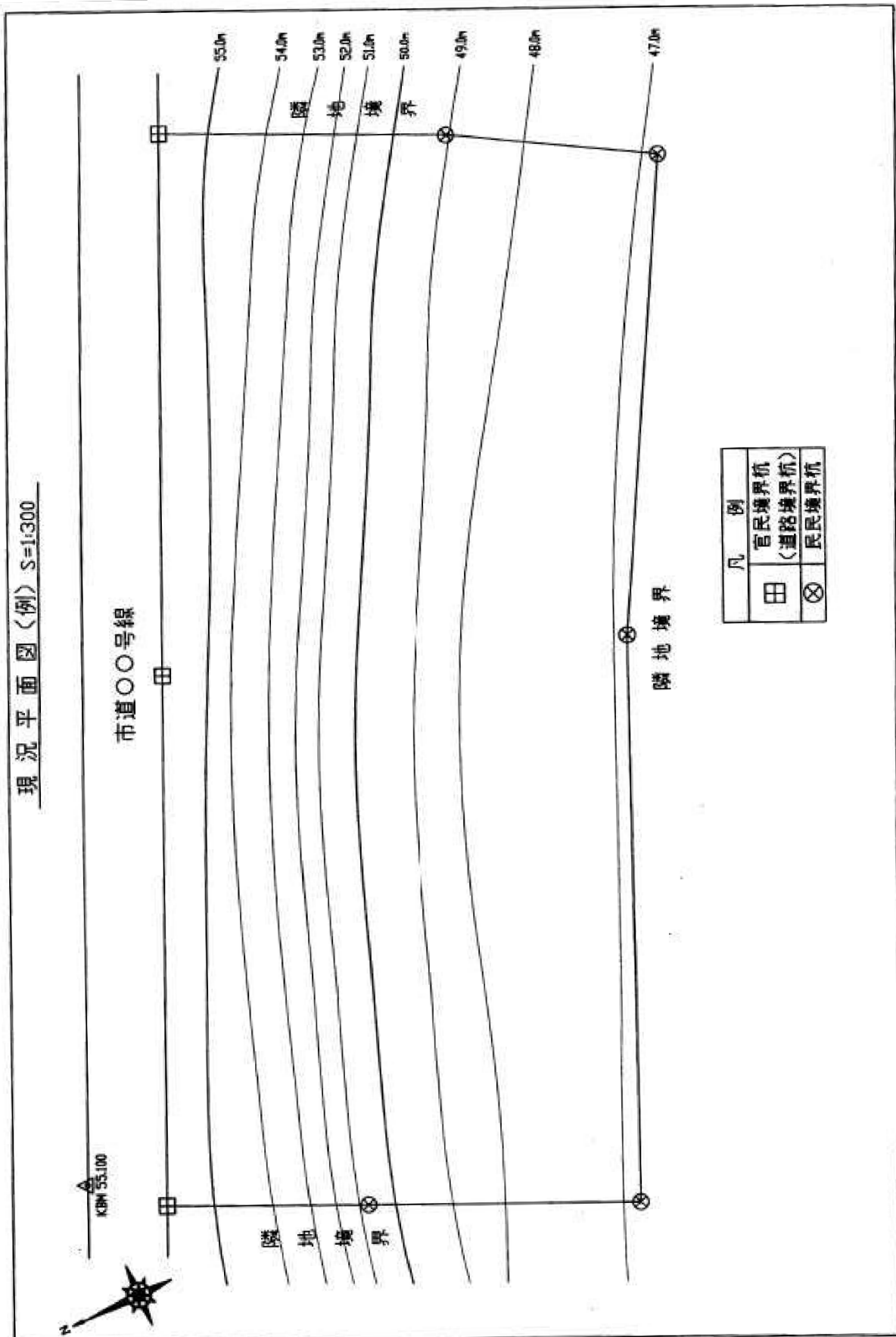
No.	課 名	回 答
1	環境保全課 R8.4.1 〇〇氏と協議	(1) 作業開始の7日前までに特定建設作業の届出を提出します。 (2) 作業中は、騒音・振動及び粉じん等の発生に十分注意します。また、悪臭を伴う残土は搬入いたしません。 (3) 埋立て等に伴い苦情が発生した場合、事業者の責任において早急に対処し改善いたします。
2	住宅政策課 R8.4.1 □□氏と協議	建築物の敷地には、いたしません。
3	文化財保存活用課 分室 R8.4.1 △△氏と協議	「埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについて（照会）」の文書（市教育委員会教育長宛）を提出し、（令和〇年〇月〇日付け）、「埋蔵文化財の取り扱いについて」協議しました。
・	・	・
・	・	・
・	・	・

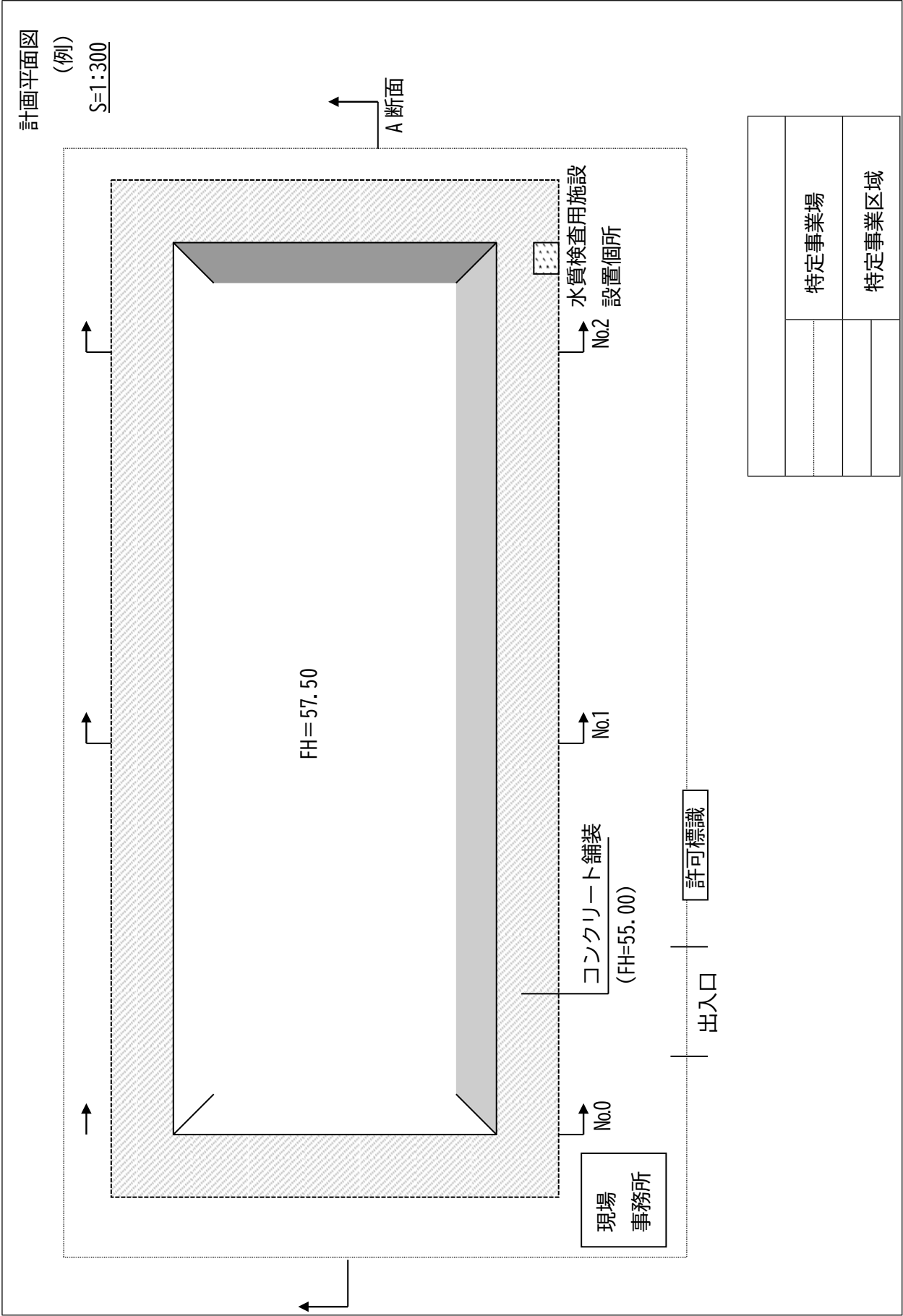
※協議をした日付、担当者名を明記してください。

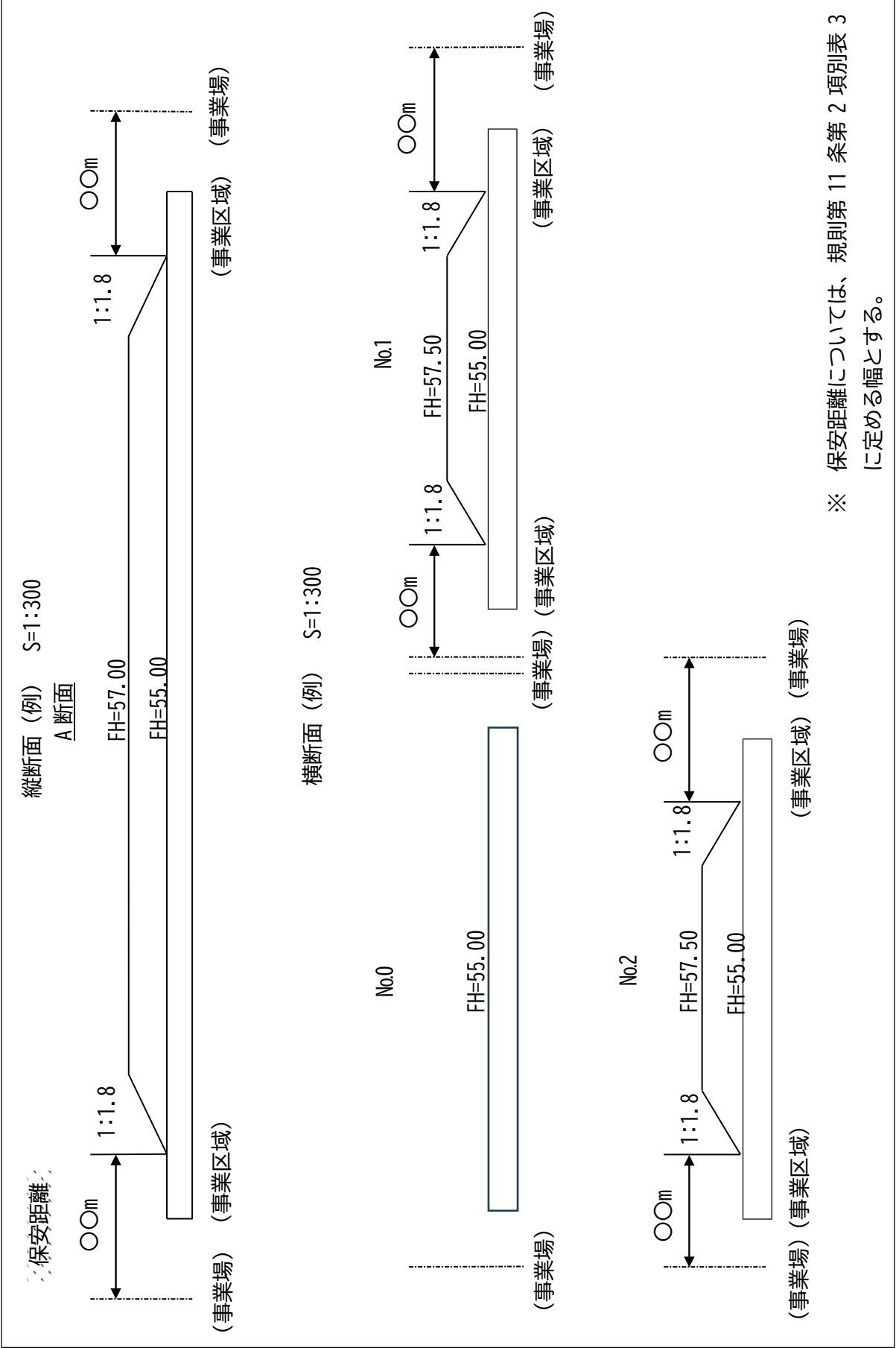
X 提出図書作成例



現況平面圖〈例〉 S=1:300







〔記載例〕

特定事業施工計画書

施工期間	自	年	月	日
	至	年	月	日

1 現場組織表

(1) 事業者名

事業者名・TEL

(2) 現場施工体制

現場責任者・TEL 現場施工体制表 注1)

注1) 現場代理人、重機責任者
事務責任者等を記入

(3) 緊急時連絡体制（2名）

緊急時連絡者名・TEL

2 特定事業に使用する機械・資材

(1) 使用機械

名称	規格・能力	数量	備考
ブルドーザー	15t	1台	
バックホウ	0.6立方メートル	1台	
ダンプトラック	10t	1台	

(2) 使用資材

名称	規格	数量	備考
ヒューム管	径300mm	30本	
ブルーシート	3.6×5.4m	20枚	
松杭	径180mm 長2m	30本	
松板	高300mm 長1m	20枚	

3 施工方法

(1) 準備工

- 1) 工事着手前に特定事業区域・特定事業場区域の確認を行います。特定事業区域を明確にするために木杭（赤ペンキを塗布）を打ちます。木杭には計画盛土高さがわ

かるように丁張を出します。また、木杭の場所には旗竿を立て位置がわかるようにします。(図 - 1)

- 2) 1) の作業後に特定事業区域・特定事業場区域の着工前の現況写真を撮ります。特に、上側、排水路・湧水、赤道、青道等で後日目視確認ができない部分は現況写真をとります。
- 3) 特定事業場には、現場事務所及び標識板を設置します。
- 4) 資材搬入用の搬入路を確保します。施工時には、土砂や碎石等が流出しないよう注意しながら施工します。

市の確認を受けます。

(2) 防災工

- 1) 土砂及び濁水の流出を防止するため、仮調整池（沈砂池）、土堰堤、防護柵を設置します。(図 - 2)
- 2) 上側から排水のための排水施設、湧水などの排水対策施設を設置します。
(図 - 3)
- 3) 盛土の安定を図るために、軟弱地盤には安定処理、良質土による置換えの対策工事を行います。また、擁壁工事も行います。なお、上記構造が設計の基準に達していることを確認します。(長さ・幅・深さ・面積・土の強度・材料の品質等)

市の確認を受けます。

(3) 搬入工

- 1) 土砂等を搬入する日の 7 日前までに土砂等搬入届及び発生元土砂等検査試料採取計画書を提出します。
- 2) 搬入された土砂の量がわかるよう管理台帳を常に現場事務所に備えます

(4) 土工

- 1) 土砂搬入届を市に提出いたします。
- 2) 土砂は下段側から施工します。設計計画法面の丁張を設置し、設計計画法面を確保しながら、施工を行います。(図 - 4)
- 3) 現地盤に段切りを行い、盛土土砂が滑らないように施工します。(図 - 5)
- 4) 土工事の締め固めはブルドーザーで施工し、1 層を 30cm 程度で層状に施工し、法面を確保しながら仕上げます。
※ 降雨が予想される場合はブルーシート等で法面を保護し、法面の崩壊を防ぎます。
- 5) 盛土高は、当初基礎面より垂直高さ 5m（最大）までとします。垂直高さ 2.5m 毎に小段（いぬばしり）を設け、その幅は 1m 以上とします。また、小段は排水施設を設け、法面の縦排水施設まで接続します。(図 - 6)
- 6) 法面緑化工事を行います。

- 7) 一段（高さ：5m）毎に確認検査を依頼します。
- 8) 確認検査時には土砂の量が確認できるような図面を作成します。（図 - 7）
- 9) 以上の工事については、要所毎に写真撮影を行います。
市の確認を受けます。
- 10) 土工事については以上のことを繰り返します。
- 11) 特定事業を開始した日から4月ごとに市の職員立会の上、定期地質・水質検査を実施します。
- 12) 特定事業が許可期間内に計画どおり完了できるかどうかについて、完了できる場合は特定事業完了事前届を工事完了の2月前までに提出し、完了できない場合は特定事業終了事前届を許可期限の2月前までに提出します。
- 13) 特定事業が完了したら、完了届を市に提出し、確認検査を依頼します。
特定事業の完了検査を受けます。

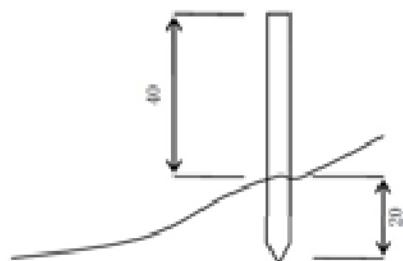
(5) 植樹工

- 1) 覆土整地を行います。
- 2) 法面緑化工事を行います。
- 3) 植樹工事を行います。

4 工程表

別紙工程表のとおり

图—1



图—2—①

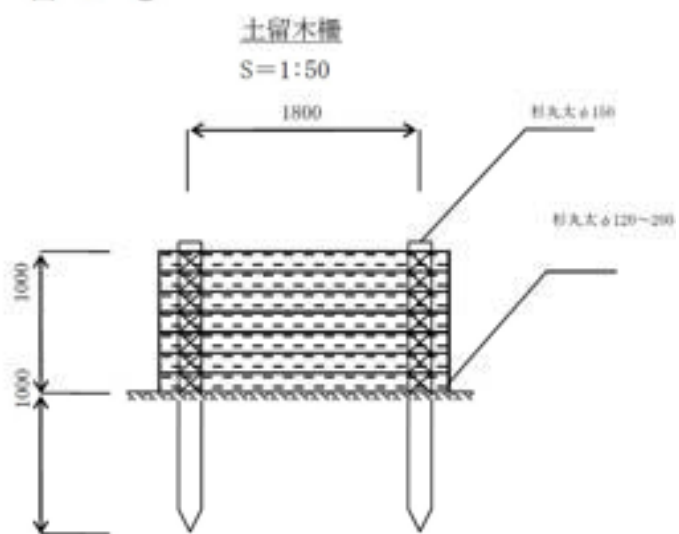


图-2-②

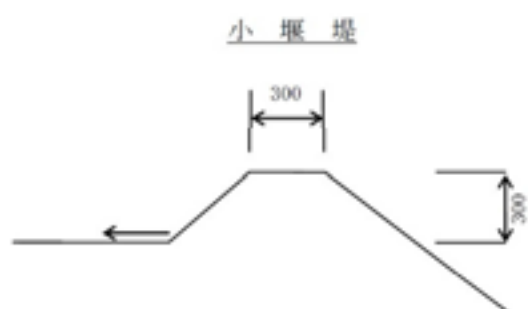
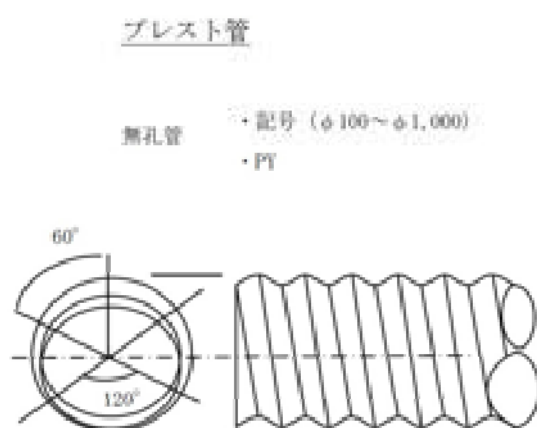
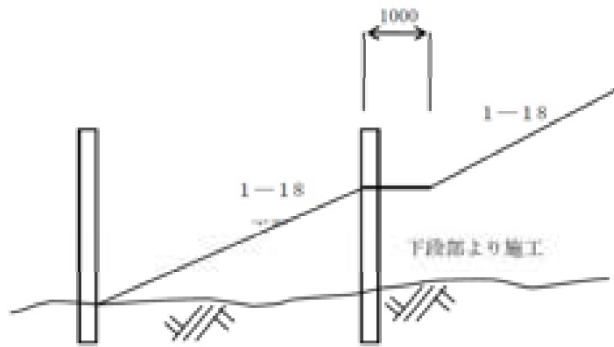


图 2-3



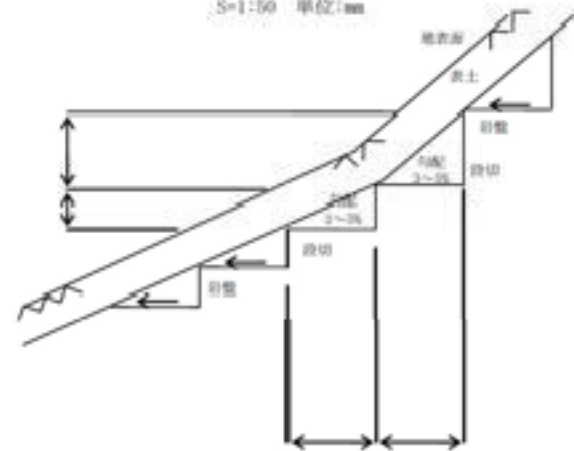
図—4



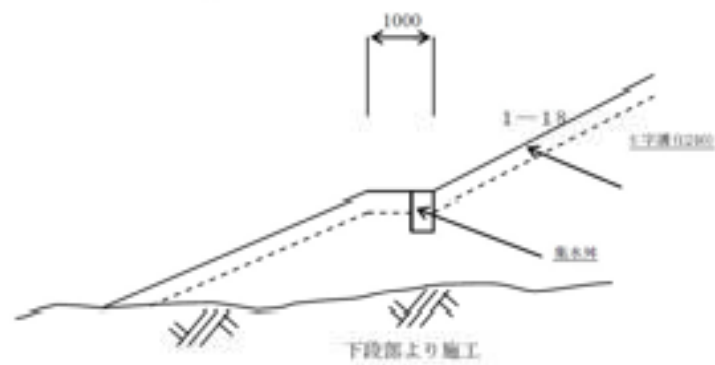
図—5

段切施工仕様図

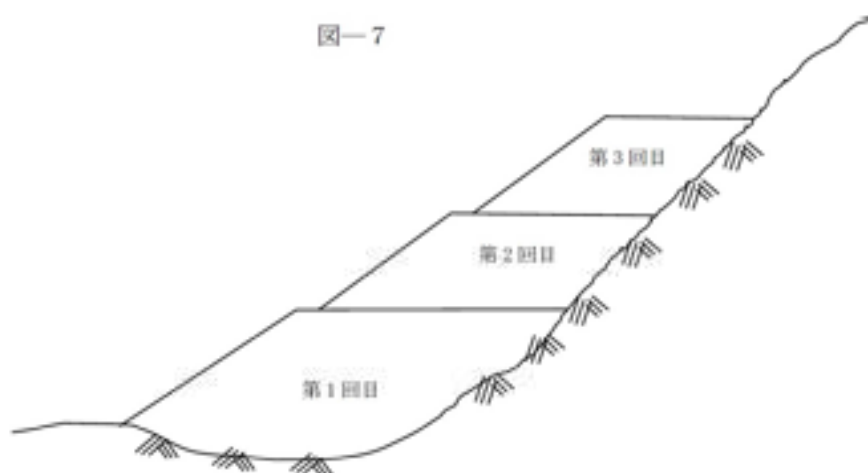
S=1:50 単位:mm



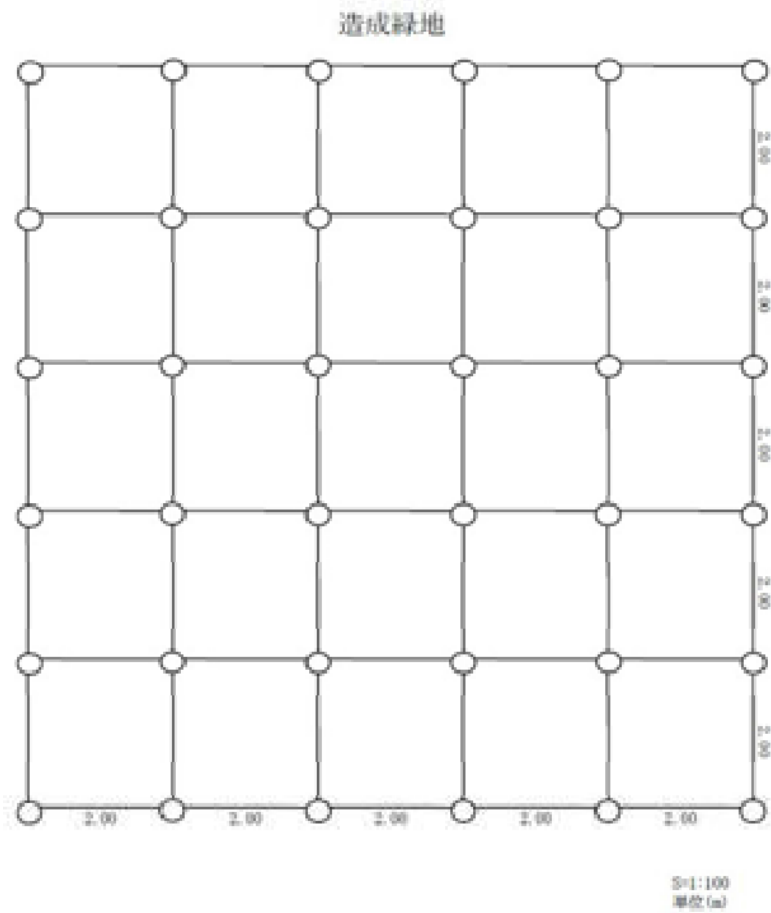
図—6



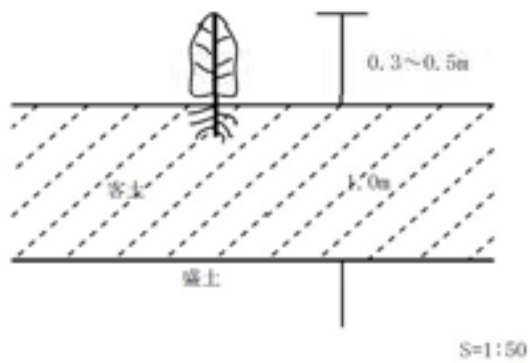
図—7



植栽配置図
客土仕様図



樹 種	スギ
樹 高	0.3~0.5m
本 数	2500 本/ha



別紙

工程表

工事種別	年	○年												○年														
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
準備工																												
計画・準備																												
伐採・伐根																												
資材搬入路工																												
防災工																												
土砂流出防止策工																												
沈砂池工																												
地盤改良工																												
土工																												
土砂搬入届提出																												
土砂埋立工																												
排水施設工																												
法面緑化工																												
完了届提出																												
検査																												
定期地質（水質）検査																												
完了検査 ※																												

※ 事業開始から4月ごとに地質・水質検査を実施

特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

1 土砂等の崩落、飛散及び流出の防止について

土砂等の搬入後、土砂等の飛散を防止するため、散水や防砂ネット等による覆いをします。

2 安全対策について

施工中は、場内の立入を禁止する防護柵、看板等を設置し安全を図ります。また、工事関係者には、常に安全を呼びかけ、防災教育等も随時行います。

〒271-8588

松戸市根本 387 番地の 5

松戸市役所新館 6 階 環境保全課

電話 047-366-7337

FAX 047-366-1325

Mail mckanhozen@city.matsudo.chiba.jp